

九月からはノリの時期に入りますから、工事はできません。これもつとに指摘をしておったわけでございますが、こういったことにつきまして具体的にどうするのか、所信あるいは決意のほどをお聞かせください。

○郡司国務大臣 御指摘をいただきましたような裁判の経過がありました。したがいまして、開門を行うことについては国の責務であるというふうに私どもも認識をしております。民主党の責任かどうかという話よりも、国全体として、これまでの公共事業の中で見直すべきを見直していくこと、こういうような形の中では取り組んでいきたいなというふうに思っております。

そして、今問題になっておりますのは、私自身も以前に検討委員会の座長をさせていただきましてたけれどもやはり開門をすべきではないかといふこと、しかしながら、その場合に、防災あるいは當農、あるいはまた逆の意味での漁業に対する影響といふものも考慮しなければいけないだろうということも言つておきました。

今回の場合は、もうこれは委員は御存じのとおりでありますから、つけ加えることは本当はないのかもしれませんけれども、アセスメントの準備書の関係がございます。五月一日の日までに意見を各県がということになつております。それの取りまとめが今後あるかもしれません。もし、ない場合でも、どういう形でか、その上に立つて行うことを探しておきます。うふうに思つております。具体的にはいつからどういうふうにするんだといふこととの御懸念も今まで示されておりますけれども、私は、まず関係するところと、これはいつも百がわつたりしたときにこのよなところから始まるといふことが大変申しわけなく思つてありますけれども、まず何よりも長崎や佐賀や関係をする方々にお会いをして、一定のお話を聞いた上でやつていきたい。しかし、そのときにも、今御指摘がありましたよなノリの漁期でありますとか、そういうことに影響がないようないふうに、今御指摘がありましたよなノリの漁期でありますとか、そういうことに影響がないようないふうに思つております。

で進めていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○今村委員 大臣、のんきなことを言わぬでくださいよ。時間がないんですよ。はつきりしているの我々も聞いていますよ。再三言われ尽くしたことを、あとは実行あるのみぢやないですか。

もう一つ言つておきますけれども、大臣も御存じかと思ひますけれども、もともと農水省の役人はこれについては否定的なんです。そうでしょう。それを菅総理のときに、意に反してと言つたらなんですが、彼らの意に反して、上告しない、あけるということになつた。根っこにはそういう、役人自身がこれは反対だということがあることは頭に置いておいてください。

ですから、時間稼ぎにボーリング調査でも何でも格好だけつけて、地元が反対しているからやらない、そういうことにして、ずるずるずるおくれているじゃないですか。そういうことじやないくて、まさに政治主導でばっしとやつていくんだということ。これは決意はあるんですか、どうなんですか。もう一回確認します。

○郡司国務大臣 菅総理が上告を断念するという決断をしたのはそのとおりでございます。それに先立つ四月の段階で、私自身、先ほど言いましたように、検討委員会の座長を務めさせていただきました。その中で、開門をすべきだという結論を出しておきます。

その後、内々でございますけれども、実際に開門をする場合には施設という独特の言葉を使つております。たように、ただ単に作業するだけではなくて計画的にやるためにはどういう形でしなければいけないか、そのことについて実際に検討してきたつもりでありますので、ただ単に十一月の菅総理の決断まで待つていたということではなくて、そのつもりで私どもも準備をしてきた、その意思になりますとか、そういうことに影響がないようないふうに思つております。

のつとつこれからも進めていきたいといふうに思つております。

○今村委員 我々が見てみると、民主党政権、政府は全然だめじやないかということは、これからもはつきりと言わせていきます。今みたいな姿勢が続く限りは、では、次に移ります。

今回は林野の問題でございますが、この法案の前に、昨年来やつています、いわゆる森林・林業再生プランの問題点でございます。これについて

的なかつて進めるようなことができなかつた、そうちたまろものることを鑑みまして、七つぐらいの点をしつかりやつていこう、こういう形でまとめてございます。したがつて、そういうところも今は一つ取り組みながらやつていく。

しかし、まだ地籍の関係でいうと四一%、実際にはそれよりも若干わかつてゐるところもあるといたことでございますけれども、大変厳しい現状でございます。したがつて、そういうところも今はこれまでと同じよう、人を探してどうの姿勢が続く限りは、

きょう、答弁しやすいようにと言つたらなんでございますが、通告でも問題点を挙げていています。

例えば、所有者がどこにいるかわからない、その同意取りつけが非常に難しい。あるいは、木材価格が低落する。これが、マーケットメカニズムだけじゃなくて、どうしてもやはり一定程度の立木

を切り出すということが条件になつてゐるから、ついつい供給過剰になつて嫌いがあるんじやないかとか、そういう問題。あるいはもう一つは、こういった取り組みがきちんとできるところ

と、できないところの產地間の格差の問題。こういったものが起きてきているような気がいたしております。

こういったことについて総括的に、あるいは個別でもいいですから、実施後の問題点をどういうふうに思つておられます。

○郡司国務大臣 今御指摘をいただいた三點がございました。

そのほかにも、これは御存じのように、森林の

場合には施設という独特の言葉を使つております。たように、ただ単に作業するだけではなくて計画的に行う、その場合にはやはり人というものを育てなければいけないとか、あるいはまた、これまでほどの國に比べて先ほど御指摘の不在村の

方が多いということも含めてありますけれども、集約化あるいは路網の整備ということも一体

引き続き、情報の収集に努め、価格や在庫量の動向等を注視してまいりたいと思っております。

○今村委員 質問をよく聞いてからやつてくださいよ。

全般的な話はわかるけれども、この森林・林業再生プランによつて一定程度の出荷をしなきやいけないということを私は言つたでしよう。そう

いったことが影響しているんじゃないかというこ

とを聞いてゐるんですよ。円高の話なんか聞いていませんよ。

○仲野大臣政務官 御指摘の、森林管理・環境保

全直接支払い制度等においてさまざま取り組みを行っている中で、その価格動向は、平成二十二年度では中期的な平均価格は大きく変わっています。ところもありますが、全体的に木材の価格は大きく変わっておらず、その要因等をしっかりと注視してまいりたいと思っております。

○今村委員 まあ、女性の政務官ですから、少し私もやわらかく言うつもりではありますけれども。

ただ、この問題は、何でこんなことを言うかと いうと、今後この一兆円なり何がしのこれを売却して、債務を償還していきますよね。そういうことでしょう、国有林の林野については。そのときには非常に影響してくるんです。国有林の林材をどの程度出荷するのかしないのか、それは債務償還の話とリンクしてくる、そこにまた市場動向が絡んでくる、ある意味では需給をどう調整していくかということもかかわってくるから、私は今こういうことを言っているんですよ。無関係なことを言っているわけじゃないんですよ。

ですから、この再生プランによつて市場に今どういう影響を与えていくかということは、もうちょっと詰めて、深く突っ込んで、また次回、回答ください。いかがですか。

○都司国務大臣 現在、ヒノキも価格が相当下がってきております。全体でいと、丸太そのものが九千三百円ぐらいというような価格で二十二年度は来ておりますけれども、いすれにしても、これからこの再生プランを行うことによって、どれだけコストを下げるができるかということが一つの問題になつてくるだろうと、うふうに思っております。

今まで主伐については二千六百円ぐらいからでありますけれども、十年後には四千円ぐらいまで要するにプラス分を出していこう。間伐についても、二十二年度実績のところが今二千円でありますけれども、ここについても一定程度の流用、流用といいますか、ほかに使うところを見つけ、お金になるようなところをつくつていこう。

そういうような形で全体の収益というものが上がるようになります。これから再生プランの中で、積み上げの中の結果としてコストが下がるようなことをやつていただきたいなというふうに思つております。

○今村委員　もう一つ、さつき暗示をしましたけれども、ヒントと言つたらなんですかれども、産地間格差の拡大の問題についても答えがないですね。

○これはどううつこないで、新しい大

非常に危機感というか問題意識が薄いような感じがしますよ、はつきり言つて。答弁もばらばらだし、そういうた危機感がないような気がします。なぜ私はこんなことを言うかというと、今回、国有林についても仕組みを変えるわけでしょう。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。
今、今村委員から御指摘をいたいたように、
効率化といいますか、企業的な感覚というのが必
要であることは言うまでもないというふうに思
ります。

○今村委員 まあ、女性の政務官ですから、少し私もやわらかく言うつもりではありますけれども。

ただ、この問題は、何でこんなことを言うかというと、今後この一兆円なり何がしのこれを売却して、債務を償還していきますよね。そういうことでしよう、国有林の林野については。そのときには非常に影響してくるんですよ。国有林の林材をどの程度出荷するのかしないのか、それは債務償還の話とリンクしてくる、そこにまた市場動向が絡んでくる、ある意味では需給をどう調整していくかということもかかわってくるから、私は今こういうことを言つてはいるんですよ。無関係なことを言つてはいるわけじゃないんですよ。

○郡司国務大臣 森林の經營計画をつくつていいこと、うとうというときに、やはり、それぞれの地域の特性といふもののは考えていかなければいけないといふに思つております。

例えば、委員の御出身のところでござりますと、規模的には若干小さな形の団地にせざるを得ないだろうし、場合によつては、ほかのところよりも急峻な場合も出てくる。だとすると、ただ單に路網を整備するということだけではなくて、それ以外の、タワーハイツみたいな形の収穫といふような方法も考えていかなければいけない。いずれにしましても、それぞれの地域の計画をつくる際に、しっかりとその辺のところの特性で、いうものを生かした形で、無理のない作業ができるような形のものをつくるということにしていきたいというふうに思つております。

○今村委員 さつきから答弁を聞いていますと、

だから、そういう意味で、まず、民間で先行してやってきたものについての検証をしつかりやつて、今、日本の林野全体のどこに問題があるかという対策を立てていかなきゃいけないということです、これは、さつき言つたように、もう一回よく検証してください。

次に、早速、本来であります今回の法案についての云々でござります。これははつきり言つて、今も言いましたけれども、いろいろな経緯はありました。しかし、一つの独立会計、特別会計という縛りの中であれぞの企業マインドを持ってやつてきたような感じがしますけれども、これから先は、いわゆる管理だの保全だのは一般会計であります、売った分は債務の償還に充てますということになりますね。そうすると、今までの企業マインド的な要素ははつきり言つて失われる、まさにこれは行政改革の流れに逆行するというふうに私は思います、いかがですか。

○今村委員 今、公益的機能と言われましたね。この言葉は、ある意味では非常に便利な言葉なんですよ。私は昔、国鉄にいました。ローカル線を維持するのがまさに公益だということでやつて、しかし、どんどんどんどん赤字が膨らんだじゃないですか。まさに政治とのはざまに置かれ、そうになってきた。

だから、今回の話は、確かに公益的機能云々とすることは結構ですよ。しかしその反面、垂れ流しになる可能性もあるということじゃないですか。それをおっしゃるわけですよ。ですから、国有林の管理にしても、どうやって規律性をきちっと持たせるかということです。そこをどういうふうに詰めるのか。今後いろいろなことは出てくるんでしようが、これもさつき言ったように、いわゆる一般会計で金をしていく、どこにどの程度をどうするのかということです。これが一つ。こんではなかなか算定は難しいと思いますよ。しかし、ともすれば、一つの企業会計の中からはみ出

非常に危機感というか問題意識が薄いような感じがしますよ、はつきり言つて。答弁もばらばらだし、そういうた危機感がないような気がします。

なぜ私はこんなことを言うかというと、今回、国有林についても仕組みを変えるわけでしょ。よくも悪くも、これはある意味では、今までの国有林における一つの企業会計というものを事実上なくすわけですよ。そうすると、その一つの枠の中で一生懸命コストを下げてやっていく、あるいはいい木材をつくる、そういう意欲が薄れてくるおそれがあるんです、はつきり言つて。

ですから、それは国有林の改革にもつながるし、まず、民間で今この再生プランでやつてることについてどういう問題があるかということをよく検証して、その対策を立てていかないと、国有林をこういうふうにやつても、一つの独立会計の縛りといいますか、それがなくなつた中で、金は使い放題、木材をどう売るかについても、早く借金返せや、どんどん売っちゃえ、安くともいいじゃないかみたいな話になりかねないわけでしょう。

だから、そういう意味で、まず、民間で先行してやつてきたものについての検証をしつかりやつて、今、日本の林野全体のどこに問題があるかという対策を立てていかなきゃいけないということです、これは、さつき言つたように、もう一回よく検証してください。

次に、早速、本来であります今回の法案についての云々でござります。これははつきり言つて、今も言いましたけれども、いろいろな経緯はありました。しかし、一つの独立会計、特別会計という縛りの中でそれぞれの企業マインドを持ってやつてきたような感じがしますけれども、これから先は、いわゆる管理だの保全だのは一般会計でやります、売った分は債務の償還に充てますということがあります。そうすると、今までの企業マインド的な要素ははつきり言つて失われる、まさにこれは行政改革の流れに逆行するというふうに私は思いますか、いかがですか。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。
今、今村委員から御指摘をいただいたように、効率化といいますか、企業的な感覚というのが必要であることは言うまでもないというふうに思いますが、ただ、今までの国有林野事業と今回改定するところの大きな違いの一つが、いわゆる公益的機能というものをどう発揮させるか。もちろん効率化は十分に配慮しなければいけませんが、そこをどう発揮させていくかということももう一つの大きな理由でありますので、そういったことを同時にしっかりとやっていくというようなことをやっていかなければいけない。
そのためには、一般会計になつた後も国民の負担というものは求めない、そういう仕組みをしっかりとつくっていかなきゃいけないというふうに思つております。債務返済の部分についても、林産物収入というものをしっかりと特別会計の中へ繰り入れるというような仕組みも考へておるところです。まさに政治とのはざまで置かれ、そぞなつてきた。
だから、今回の話は、確かに公益的機能云々などということは結構ですよ。しかしその反面、垂れ流しになる可能性もあるということじゃないですか。それを言つておるわけですよ。ですから、国有林の管理にしても、どうやつて規律性をきちっと持たせるかということです。そこをどういうふうに詰めるのか。今後いろいろなことは出てくるんでしようが、これもさつき言つたように、いわゆる一般会計で金を出していく、どこにどの程度をどうするのかということです。これが一つ。こんではなかなかか算定は難しいと思いますよ。しかし、ともすれば、一つの企業会計の中からはみ出

てしまつたわけで、これは垂れ流し、尻抜けになつていく可能性があるということを言つているわけですよ。

それともう一つ、くどいようですが、林野の債務償還に充てる木材の売却、こういったものについても、先ほど言つたような問題点を認識しながら、一般的の皆さん方が、民間の所有の木材の価格に悪影響を与えないようなことでやつても、わざないと、お上はこうやつて税金を使ってどんどんやつてくるわ、民間は陥しい山の中で汗水垂らしてやつて、どんどんどんどんこれまた競争力に差がついていくと、本当に民間の林野の所有者はお手上げですよ。今だつて、私の地元はかなり人工林が整備されたところなんだけども、それでも、もう手放したい、国とか市町村で買い上げてくれないかと言う人もいるんです。ですから、垂れ流しにならないように、そいつたところの歯どめをどういうふうにかけるかということについて、どうお考えですか。

○佐々木副大臣 今の御指摘、我々もこれから、一般会計になつた後もしっかりとやつていかなきやいけない大きな論点だという意識は十分に持つてゐるつもりであります。その一方で、今村委員がかつて民営化のために大変御努力をいたいたといふ経験を生かしての御提言でありますけれども、森林が持つてゐる公益的機能というものもやはり同時に生かしていかなければいけない。

今、御存じで御指摘をいたいたいというふうに思いますが、効率性と公益性という二つのものを作りながら、地域間格差みたいなものにも配慮をするということを、かりに施業の基本計画、プランに基づいた基本計画を国がつくりますが、それに基づいて都道府県、市町村それぞれに基本方針などを計画していただきことになつてござりますから、今はそれも計画が相当でき上がつていますが、それらも生かしながら、地域の特性というのも十分に配慮してい

きたいというふうに思つてゐるところでございま

す。

○今村委員 今回こういう仕組みをやるということとで、これはこれでいろいろな経緯のあつた話で、すからよしとしても、とにかく後のフォローをしっかりとやつてもらわないととんでもないことにならぬ。

もう一つ言つておきますけれども、先ほど来、公益的機能云々と言つておりますけれども、公益的機能の話というのは何も国有林だけじゃないですからね。その大部分を占める民有林、これについても大きな働きがあるということについて認識はしてあると思いますから、そのところのバランスを欠かないようにいろいろな形で取り組んでいただきたい。しかも、また、これについては財政の垂れ流しにならないようにという両面、難しき面があるかと思いますが、ひとつ今後の検討課題としてください。

次に、時間の関係も出てきましたが、今度はいわゆる働く人の関係ですけれども、公務員の労働基本権です。

今回、このままやると、林野の方の従来の仕組みはなくなる。その反面、今度は御党では、あるいは政府では、新しい労働基本権、協約締結権を付与するような話をやつていますよね。そうすると、何か朝令暮改と言つたら恐縮ですけれども、片一方ではこういうことで今までの話はなしよと言いながら、今度の新しい法律ではまだそれを上げますという話になつてゐる。この辺はえらく迷走ぎみだという気がしますが、どうなんですか。

既に政府の方からこういう案が出てきているながら、今回提案している労働基本権、協約締結権等々についてもちょっとストップしよう、ストップというのを見直しは従来のままでしておこうかという話になりませんか。いかがですか。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。

今御指摘いただいた点はこれからの大変な課題の一つであります。今回の国有林野事業の改正と、もう一つは国家公務員法とのタイムラグが生

じてくることになりますから、そういうものについては、関係する省、政府全体としてしっかりと連携をしていかなければそういうことに対応できないというふうに思つておりますので、しっかりと連携をつくっていきたいというふうに思つてゐるところでございます。

○今村委員 交渉に当たる人の立場を考えみてください。今回はこれでなくしますよと言ひながら、政府の方では、また新しくつけますよと言つてゐる。どうやつて交渉すればいいんですか。この辺はもう少し大胆な取り組みをされた方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども、当面この部分については凍結するのかどうかを含めて、これは問題提起だけしておきます。

次に、もう時間の関係がございますが、先ほども言いましたけれども、非常に今、日本の山が荒れています。そして、所有者もどうなつてゐるかわからない。特に、相続の問題が非常に曖昧になつてしまつてますから。そういう中で、今話題になつてますけれども、とにかくいろいろな外國が山を買うような話があちこちでおもしろおかしく言われてゐるわけでございます。

先ほど私もちょっと言いましたように、現実に山はもう維持できない、しかし、先祖代々の山を荒らすわけにはいかないから、これを市町村なり国で買つてくれないか、ただでいいよという声さえあるんですよ。こういった取り組みについて、少し大胆な取り組みをして、国でもつて管理を全部もらう、あるいは所有権をもらう。その値段がどうかは別にして、そういうことをやって、とにかく管理をきちつとしないと大変なことになつていくと思います。こういったものについて今後どういう取り組みをされるのか、考え方があれば聞かせてください。

○郡司国務大臣 その問題は本当に大変大事な話だらうというふうに思つております。私ども政府というよりは、以前、党の中でも、そのようなことを考えていかなければいけない時期が来るのではないかというような話もいたしました。その前に、まず、誰の土地がどこまであって、のり面等も現実と相當違つてゐるようなところがござります。したがつて、そこを先にやらなければいけないのかとか、いろいろな議論がございました。まだ結論が出ておりませんけれども、今後のことを考えれば、その方向性は、私どもの検討の課題の一つとして、これから十分に具体的な話をしなければいけないというふうに思つております。

○今村委員 とにかく今は、山が荒れて目印の岩が崩れたり、あるいは地形が変わつたりして、所有者だつてわからなくなつてきてるようなところがありますから、これはもうどんどんどんどん悪くなります。ぜひ緊急に対応をしていただかなければいけないのかとも思つてますから、これはまさにみんなで協力してやることだと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

いずれにしろ、私もいろいろな勉強をする中で、日本の林野というのは、特に南北に非常に長く、雨が多い、そういうところで、私は非常に困ります。ぜひ緊急に対応をしていただかなければいけないのかとも思つてます。

○吉田委員長 次に、江藤拓君。

○江藤委員 大臣、先週に引き続きまして、江藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま

まず、台風が通過いたしましたが、大変な被害が出ているようでありますので、迅速な対応をお願いします。五号もまた来ていましたから、対応を早くするように、それぞれの機関、基礎的自治体も含めて連携をとつていただきことを、まず冒頭にお願いしておきたいというふうに思います。きょうは、国有林野に関する四つの法律案の一

ざいます。平成十一年度以降の収穫量の実績を踏まえて調整した量、つまり平成十年の試算の九八%というような数字になつております。製品、丸太の販売価格、平成二十一年度実績で九千二百円でござりますけれども、これで一定させていこう。

しかし、立木の販売の単価でござりますけれども、主伐については、平成二十二年度実績の二千六百円から、森林・林業再生プランの実施による生産コストの低下を踏まえ、十年後に四千円まで上昇するという計算をさせていただいておりまます。間伐については、二十二年度実績の二千円と、いうようなことで一定化をしているところでござ

済みません、申しわけございません。台風の關係。本当に今、心配なところでございまして、またあすも来るというようなこともござりますけれども、事前に技術的な指導については発出をいたしました。被害が出たということになれば、早急にござつて、よろしくお願いします。

計の債務を国民の負担とせすというのは実はそんなに特別な話ではなくて、我々がやつた平成十年の抜本改革と基本的には全く同じスキームですから、その継続だというふうに理解をいたしております。

○都司国務大臣 平成十年のときの基本的な考え方をしつかり残していくことでございま
す。か、ぜひ御説明を簡略にいただきたいと思いま
す。
九年、私、生きているかどうかもわかりませんけれども。その五年間で集中して大体五百四十億円
れるのだという試算をされているようですねけれども、この試算の根拠がどのようなものであるのか、ぜひ御説明を簡略にいただきたいと思います。
すよ。随分先の話です。平成五十五年から五十年、これが本当に思つたとおりに上がればいい
収入、これが本当に思つたとおりに上がればいい

ども、地元でもよく言われるんですよ、国有林から材が出てくると、俺の山から出してきた材の値段が下がると。材価を下げる一番の原因は、国有

林が必要と供給のバランスも考えにばかばか材を出すからこうなるんだという指摘がありますので、我々はこれから林政については、スペインの長い歴史ですから、注意采りやつていかなきやうない

林をつくるという話をされたじゃないですか。防潮林には民主党さんも非常に着目をされているわけですよ。ですから、私のこういう考え方について、簡略に、いいんじゃないとか、検討してみるとか御答弁いただければ。大臣、お願ひします。

ぬなどという問題提起だけさせていただきたいと思います。

次に、国有林野の管理經營に関する法律の一部改正、国有林と一体として整備及び保全を行なうことが相当と認められる民有林についても整備及び保全を行うことができる、これは非常に画期的な取り組みだということで高く評価をいたします。境界線が明らかでないということで手が出せない部分を、そこ辺はいいじゃないか、やつてあげるよということで、幅広にのり面、のり代をとつてやるということですから、私は現実に即したいい政策だというふうに思つております。

ただ、これを読んで、ちょっと地元のことでも恐縮なんですが、林野のことばかりに限るんじゃなくて、私の延岡に長浜地区というところがあるんですね。これは国百本など十ヶ所、つまり

ですよ。これは国有林なんですねけれども、いわば、防潮保安林なんです。これの隣にくつついて、財産区の所有林なんですけれども、民有林があるんです。その区の所有ですね。これが非常に減災という防潮林としての役割を果たしているんですね。が、維持管理が大変難しくなつているんですね。

ということであれば、この法律にひつかけて、法律というはいかに運用するかということが一番大事ですから、これを幅広に理解して、こういったものもやれないかななどということを私はちよとと考えました。実は、宮崎県は環境税といふのを独自の県税として取つておりまして、六月の七日に長浜地区の住民に対して、森林づくり活動支援事業ということで若干の補助をすることも内示をしたばかりなのであります。ですから、県もそういった努力をしておりますので、防潮林の整備をこの法律にひつかけて、ひつかけてという言い過ぎかもしれません、うまく利用してできなか。
というのは、野田総理大臣も百四十キロの防潮

110

んですよ。これは現実問題無理でしょう。ですから、このことは答弁は求めません。今回の法律とは直接はかかわっておりませんから。一つの問題提起として、次の段階として、いわゆる民間の分収林特措法についてぜひ御党でも御議論いただきたいし、我々の林政調査会でもきちっとした方向を示していただきたいというふうに思つておりますので、御検討のほどよろしくお願ひをいたします。

大体、法律についての質問は、何といつても参議院先議で合意をしておりますので、なかなかこれ以上はないので、林野関係について引き続きやらせていただきます。

グリーンツーリズム交付金というのがあります。いわゆる田舎の民家に都会の人が行って、都市と田舎が交流する、中山間地と交流する、観光資源にもなる、そういうことでやつてきただけであります。どういうわけか、農林水産省は省内版の事業仕分けでこれを廃止という判定をされたというような報道を私は見たわけであります。これは、子供が体験宿泊をしたりして、いかにして水は山でつくられるのか、いかにして空気が山でつくられるのか、都会の子供たちにも経験させる上で非常にいい制度だと私は思つてます。これが何で仕分けでなくなつてしまふのかと理解に苦しむんですが、理由があれば御答弁ください。

○仲野大臣政務官 江藤委員の御指摘にお答えいたします。

江藤委員が、何でこの事業を仕分けられたのか、すばらしい事業であるのにということありますけれども、このたび、外部有識者による事業の評価が行われたところであります。

その内容というのは、目的が曖昧である、地方に行るべき事業である、客観的な成果を示せていません。どういうコメントがあつたところでありますけれども、外部有識者六名の評価として、二名が一部改善、一名が抜本的改善、三名が廃止であり、廃止するとの意見が最も多く、そのうち、期限を決め

て終わらせたらどうかとの意見もあり、このため、抜本的に検討し、その上で期限を決めて廃止することとして取りまとめたところであります。しかしながら、この評価結果を受け、委員からいただいた御意見などもよく考慮して、今後、この交付金のあり方について抜本的な検討を進めまいりたい、そのように考へているところでござります。

○江藤委員 では、政務官の御答弁によりますと、第三者委員会からそう言つても、政治主導でこれは覆ることがあるというふうに理解していいですね。そういうことだと思います。今そう言いましたからね。そう言いましたよ。

ですから、第三者委員会、有識者が果たして本当に現場のことを知つてゐるかというと、私は、怪しい場面が多々あると思いますよ。ですから、民主党さんは政治主導の政党なんですから、そちら辺はきちっと仕切つていただきたいと思いま

す。それから次に、森林整備加速化事業について、目的が変わつてしまつておりますね。このことについて触れたのですが、どうも時間が足りりそうもないのです。これはちょっと飛ばします。次に、先ほどもちょっと指摘がありましたが、いつも、二十立米を加速化事業では出さなきゃいけない。自公政権にはこんな数字目標はありません。本計画から地方の方針に至るまで作成をされてござりますので、木材産業づくり交付金で措置をさせていただいているところであります。

今、委員に御指摘いただいたそれぞれの国的基本対策事業で措置をさせていただいたのと、二十四年度の予算で木材産業づくり交付金で措置をさせていただいているところであります。

次に、二十立米を加速化事業では出さなきゃいけない。自公政権にはこんな数字目標はありませんでした。一ヘクタール当たり二十立米の搬出をし

なさい、こんなのをつけるのはおかしいんじやないかといふことをやろうかとも思つておりましたけれども、ちょっとたどり着きそうもないのです。これはおかしいですよ。それでは、先日の本委員会でもやりましたので、これはやります。その加速化事業について、なぜ公共建築物がメニューから外れたのか。平成二十二年五月に公共建築物の木材利用促進法が当委員会で成立して、十月に施行したわけであります。先ほど佐々木副大臣からも御指摘がありましたが、たけれども、それを受けて、全ての省庁と都道府

県で木材利用計画と木材利用方針をつくることが始まっているわけですね。もう四百ぐらいの市町村が利用方針をつくっていますし、年度内には千できるんでしよう。どんどんどんどん進んでいくわけじゃないですか。

地方の市町村にはそういう利用計画とかをつくらせておいて、それで公共建築物のメニューを外すというの私は矛盾していると思うんですけど、いかがですか、大臣。副大臣でいいです。

○佐々木副大臣 今、メニューから外れているではないかという御指摘をいただきました。

実は、御存じだと思いますが、二十三年度の補正で、震災の復旧復興ということで、必要な木材を供給するということで三年間延長してきました。基金の積み増しを措置してきたわけありますが、その中の木造の公共施設整備への支援については別事業として取り組みをさせていただきたいと

いうことで、二十三年度の四次補正ですが、再生緊急対策事業で措置をさせていただいたのと、二十四年度の予算で木材産業づくり交付金で措置をさせていただいているところであります。

今、委員に御指摘いただいたそれぞれの国的基本対策事業で措置をさせていたしました。コストを下げる努力を

されていますので、木材利用についてはそういった中でしっかりと取り組んでいけるようになつかりと受けとめていきたいというふうに思います。

○江藤委員 よくわかっていますよ。三次補正は復興対策ですからね。だからといって、外さなく

でもいいじゃないですか。そこが政治の恵です

よ。復興対策といふことで、三年たつたらやめ

ちゃうんですか。三年後もこの事業を続けた方がいいです。地方の市町村にはそうやって計画を立てさせているんだから。三年で終わる計画ですか。

山は三年でなくなりませんよ、木材はなくなりませんよ。ですから、それは余りにも苦しい。

四次補正のこと理解していますし、二十四年

度予算のこともわかつておりますけれども、私は、これはちょっと工夫が足りなかつたということは、しつこいですが言わせていただきたい

と思います。

集約化施設については、これもやりたいのですが、今村委員もおつしやつたように、不在村者が森林面積の四分の一を占める現状においては非常に集約化は難しいです。このこともやりたいんですけども、ただ、大臣の御認識がちよつと違うのは、一つだけ言つておきます。言いつ放しで申しあげないんですが。

これは農林省の担当ではありませんけれども、いわゆる地籍調査の結果、全国平均で四十数%ですか。だけれども、例えば私の地元の西都市というところがあるんですねが、ここも林業が盛んなんですよ。ここは三%ですかね。何と三%ですよ。ですから、物すごくこぼこがあるのだ、全くできないところもあるのだということをこの機会にぜひ御認識いただきたいというふうに思います。

では、あと十分ですから、次もちょっと飛ばしまして、森林・林業再生プランについては今村委員も御指摘をされました。コストを下げる努力を

せにやいかぬのだという御答弁も聞いておりま

す。そういうことでありますので、このことにつ

いてはもうこれ以上深掘りはいたしませんが、私は路網についてお尋ねをさせていただきたいと思

います。

路網の整備というのは気をつけてやらぬとだめ

です。よく宮崎県にも県外の大資本が入ってき

て、いいかげんな路網をつくって、皆伐してやる

と山は総崩れですよ。山から鉄砲水が出てくる。

ですから、路網の整備というのは慎重にやらない

と山を崩す、そして川下の人にも迷惑をかけると

いうことを我々はよく考えて路網の整備をしなきゃいかぬ。

から。転がり落ちるようなところですよ、四十度傾斜の山ですからね。そんなところへ高性能林業機械が入るわけがないということありますので、この再生プランもぜひ御党でも見直しをいただいて、やはり昔ながらの架線集材、ああいつたものをこうやつてやるとか、今は高性能林業機械でも移動式のタワーヤードーとかがあるじゃないですか。ああいつたものを私は利用すべきだとうふうに考えますが、コメントを一言だけ。

○郡司國務大臣 画一的に物事は進まないだろうというふうに思つております。急峻なところ、それから、團地化をするにもその規模が限られていうようなところもござります。今おつしやつたよう

に、どこに道をつくるかというのも、よく熟知をしている人に聞かなければ、先ほど言つたよう

な、災害を逆に起こすような事例もこれまで見

ております。したがいまして、地元の方々の御意

見をお聞きしながら、タワーヤードー等、画一的な形にならないように、そこは肝に銘じて進めて

いきたいというふうに思つております。

○江藤委員 大臣は、所信の中でも、地域の実態

を踏まえてその特性を生かしということをおっしゃつているわけでありますから、林政にもその

精神はぜひ生かしていただきたい。よろしくお願ひをいたします。

次に、緑の雇用についてお尋ねをさせていただ

きます。

これは自公政権時代に平成十五年からスタート

しまして、七年間で一万人の新規就農者を目指しました。なかなか、一万人は少ないという人もい

るかもしれません、山での作業というのは三

K、四K、五Kと言われるぐらいの大変な重労働で、収入も多くありません。これで一万人の新規

就農を生み出せたというのは大きな成果だ、自

自賛するわけではありませんが、私はいい政策

だったと思っております。

しかし、これは根拠法がないんですよ。毎年度

の予算確保が不安定で、地域の方々には非常に、

来年はどうなるのかという声もあります。自民党

としては今P.T.をつくって法制化に向けた作業をしておりますので、御党の方でもぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

ただ、これは、平成十五年、九十五億円でス

タートをしたんです。ところが、今年度は五十五

億円なんですね、ざつくり半分。なぜ予算を減

らしてしまつたんですか。

○佐々木副大臣 今御指摘をいただきました緑の

雇用がありますが、二十三年度は名称も少し変わ

りました。緑の雇用現場技能者育成対策事業とい

うことで二十三年度からやらせていただいてござ

いますが、二十四年度は確かに五十五億円になつ

てございます。これは特に雇用というだけではな

くて、いわゆるキャリアアップも同時に図つてい

きたいということでそういう名称にさせていただ

いたんですね。

○佐々木副大臣 四次補正において、例の森林・林業人材育成加

速化事業というものを創設し、基金の中に積み増

しをさせていただきまして、三年間で四十四億円

ということで、こちらの方は地域で特に必要とさ

れる人材を重点的に育成していただきこうという趣

旨で、両面で進めさせていただきたいということ

です、二つの事業を活用して緑の雇用を維持してい

きたいと思ってございます。

○江藤委員 大臣も先ほど、人を育てなければい

けないんだと。施業班なんというのはプロ集団で

すよ。命がけですから、本当にこれは。そして今

も佐々木副大臣が、キャリアアップしなきゃいけ

ないんだと。そのとおりなんですよ。新しい機械

が出てくれば、それを習得しなきゃいけない。だ

から、我々は、当初、研修期間を二年で始めたも

のを、平成二十一年、この研修期間を三年に延ば

したんです。

キャリアアップしなきゃいけないということで

意見もありますし、もっと極端な話がある。随分

難しい話を長々聞かされたけれども、ようわから

ぬというのが結論だというようなことなんですよ

いかな。林野の予算として経産省が今、一部、金

を出していますけれども、林野の直接の補助事業

として、ペレットのいわゆる一連の流れを支援で

す。この緑の雇用は、山で特殊な能力を身につけるための一つの入り口ですから、事業は拡大すべきものだということを私は指摘させていただきました。ありがとうございます。

それから、木材自給率は、鹿野大臣のときに、

最初の所信にはあつたんですよ。二回目の所信か

ら消えてしまいました。郡司大臣のにもあります

ん。これもやろうかなと思いましたけれども、

ちょっとまだやりたいことがあるので、きょうは

私は三十分しかないのですが、次に行かせていただき

ます。

では、森林經營計画についてやらせていただき

ます。

森林再生プランとともに、平成二十三年四月に

森林法改正を我々はやりました。そして七月に

は、五年ごとに策定する森林・林業基本計画。こ

れをつくったわけであります。これを受けて、森

林組合と森林所有者で森林經營計画をつくること

になる。

経営計画、これが非常にくせ者でございまし

て、今は施業計画なわけですけれども、そのため

の説明会が私の地元でも行われています。どうい

う状況か聞いて歩くと、これが悲惨な状況でござ

いまして、出席者は何人だったか、二人、たった

二人。来ない方が悪いと言われればそのままです

よ。だけれども、それはちょっと問題ですよ。

そして、行つた人に話を聞いたんですが、その

人の御意見では、搬出間伐は原則げなど。搬出間

伐が。だけれども、路網もないし、作業道もない

し、大体、それほどの人材も、人的資源もない

ぞ、そんげなことと言われたって無理ばいという御

意見もありますし、もっと極端な話がある。随分

難しい話を長々聞かされたけれども、ようわから

ぬというのが結論だというようなことなんですよ

いかな。林野の予算として経産省が今、一部、金

を出していますけれども、林野の直接の補助事業

として、ペレットのいわゆる一連の流れを支援で

ます。

（一）

きるような体制をつくつていくことも必要だと思います。

それから、繰り返しで申しわけないんですが、ビニールハウスの電気の話、これはよろしくお願ひします。済みません、もう時間がないので御答弁は、なかなかお答えできる話じゃありませんので、今お答えいただこうと思いませんから、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、鳥獣被害について、山というと鹿とかイノシシとかいよいよおけるわけでありますので、この交付についてちょっと質問させていただきま

す。
昨年度の交付実績、長崎県七億四千万、佐賀県七億六百万、大分県三億六千万、なぜか宮崎県は八千五百三十九万円。これだけ中山間地域が多いのに何でやねんと。そして、ことしほうなつかと見てみましたら、宮崎県一億三千万、長崎県六億円、福岡県が六億円。何か、やつと一億円台に乗つたけれども、どうも納得がいかないんです。
去年ですけれども、農水省の担当に聞いたときに、全国の要望額に対しても大体三分の一の交付金を交付しました、宮崎県は要望額が低かったから交付金額が低かつたんですよ。何だ、割り算かいで、要望の三分の一をパソコンでぱぱんとやつて、ほんと金を配るのかいと、ちょっとむかつくべきたのを思い出さんですけれども。
それで、また改めて、この交付についての基準というのはどういうふうになつてあるんだ、説明しろと言つたら、私は野党で農林省に難に扱われていますから、ファックスが一枚べつと送られてきまして、誰も説明には来てくれませんでしたけれども、それによりますと、客観的な指標に基づく配分、事業計画の評価ポイントに基づく配分というふうに事務的に書いてありました。よくわかりませんので、生産局長、これを簡単に御説明いただけますか。短くね 時間がないから。

○今井政府参考人 お答え申し上げます。

今先生から御指摘のありましたように、鳥獣の

交付金につきましては、各県からの要望を踏まえまして、全体の半分の額を農作物の被害金額等の客観的な指標に基づき各県に配分をする、残りの

半分につきましては、実施隊の設置状況等、各事業計画の評価ポイントに基づいて配分するという

ことで、配分をしているものでございます。
○江藤委員 時間が來たという紙が来ちゃいまして、たけれども、私なりに研究してみたところ、所得補償との関連性を考えるんだというようなことがどうもあるらしいんですよ、この評価額を決める

ときに。そうなりますと、前回言いましたように、宮崎は米が六%しかない、畜産が五七%、野菜、果樹が二七%ということであれば、それは帰つて勉強してください、必ず書いてありますから、私はうそは言いませんから、こういうのでは

あります。よろしくお願ひします。

○皆川政府参考人 お答えいたしました。
国有林野事業の債務でございますが、今、二十三年度末で一兆二千八百億ございます。これにつきまして、平成二十一年度から返済を開始しております。十億円。二十三年度には二十一億円。

二十四年度予算でございますが、二十五億円の債務返済額を計上しております。

今回の法案では、債務管理特別会計を設置しまして当該債務を承継するということにしております。具体的には、林産物収入をもって、所要経費を控除した額を債務管理特別会計に繰り入れて、これによつて債務を計画的に返済をしていく、平成六十年までに完済すべく取り組んでいくということです。

○石田(祝)委員 林産物収入でということでおざいますけれども、この返すときにはどういう木を

いますけれども、この返すときにはどういう木を

ありますけれども、この返すときにはどういう木を

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

なくなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○郡司国務大臣 長い歴史の中で役割も相当変

わつてまいりました。昔、営林署と言つていたよ

うに、材を売つて収入を得るというようなことを

目的にしているところから、公益的な機能として

の森林の管理というものをやつていこう、こうい

うようなところがあつたわけであります。

今現在のところ、国有林野事業の一般会計化に

よりまして、国有林野の有します公益的機能の発

揮のための事業、あるいはまた民有林への指導、

サポート等の事業を一層計画的に行える、こうい

う目的で今回してあるところでございます。

○石田(祝)委員 これは戦後、一般会計のときには、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

くなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○皆川政府参考人 大変失礼をいたしました。

今回の資源といいますのは、主に人工林資源が

中心でございます。そういう意味で、先ほど大

臣からも御答弁申し上げましたけれども、人工林

資源が充実するということを踏まえまして、伐採

量等も計画的に増大していく、そういうふたるもの

を中心いていくということです。

なお、天然林でございますけれども、自然環境

保全上、大変重要なものでございますので、原則

として、伐採を行わない保護林などに設定をする

ことが多うございます。

ただ、保護林以外の天然林につきましては、維持、育成の観点から、必要に応じて、天然力によ

る更新を促進するという意味での抜き切り等の森

が変化をするということで、ぜひ、もともとの今

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

くなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○皆川政府参考人 大変失礼をいたしました。

今回の資源といいますのは、主に人工林資源が

中心でございます。そういう意味で、先ほど大

臣からも御答弁申し上げましたけれども、人工林

資源が充実するということを踏まえまして、伐採

量等も計画的に増大していく、そういうふたるもの

を中心いていくということです。

なお、天然林でございますけれども、自然環境

保全上、大変重要なものでございますので、原則

として、伐採を行わない保護林などに設定をする

ことが多うございます。

ただ、保護林以外の天然林につきましては、維持、育成の観点から、必要に応じて、天然力によ

る更新を促進するという意味での抜き切り等の森

が変化をするということで、ぜひ、もともとの今

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

くなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○皆川政府参考人 大変失礼をいたしました。

今回の資源といいますのは、主に人工林資源が

中心でございます。そういう意味で、先ほど大

臣からも御答弁申し上げましたけれども、人工林

資源が充実するということを踏まえまして、伐採

量等も計画的に増大していく、そういうふたるもの

を中心いていくということです。

なお、天然林でございますけれども、自然環境

保全上、大変重要なものでございますので、原則

として、伐採を行わない保護林などに設定をする

ことが多うございます。

ただ、保護林以外の天然林につきましては、維持、育成の観点から、必要に応じて、天然力によ

る更新を促進するという意味での抜き切り等の森

が変化をするということで、ぜひ、もともとの今

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

くなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○皆川政府参考人 大変失礼をいたしました。

今回の資源といいますのは、主に人工林資源が

中心でございます。そういう意味で、先ほど大

臣からも御答弁申し上げましたけれども、人工林

資源が充実するということを踏まえまして、伐採

量等も計画的に増大していく、そういうふたるもの

を中心いていくということです。

なお、天然林でございますけれども、自然環境

保全上、大変重要なものでございますので、原則

として、伐採を行わない保護林などに設定をする

ことが多うございます。

ただ、保護林以外の天然林につきましては、維持、育成の観点から、必要に応じて、天然力によ

る更新を促進するという意味での抜き切り等の森

が変化をするということで、ぜひ、もともとの今

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然林がだんだん少

くなつてきてる、そういうことで、今回木を

切つて債務返済に充てていく、では、この天然林

をぜひ守つてほしいという声もあるわけでして、

えてお聞きをしたところでございます。

それで、一般会計化することに対する意義、こ

れはもうどなたかがお尋ねになつただろうと思

いますけれども、これは戦後、やはり、特別会計に

したときには特別会計にした理由が当然あつたわ

けで、それをやめるということでありますから、

その変更することの意義ですね、どういうふうな

ことに意義があるのか、これは大臣からお聞きを

いたします。

○皆川政府参考人 大変失礼をいたしました。

今回の資源といいますのは、主に人工林資源が

中心でございます。そういう意味で、先ほど大

臣からも御答弁申し上げましたけれども、人工林

資源が充実するということを踏まえまして、伐採

量等も計画的に増大していく、そういうふたるもの

を中心いていくということです。

なお、天然林でございますけれども、自然環境

保全上、大変重要なものでございますので、原則

として、伐採を行わない保護林などに設定をする

ことが多うございます。

ただ、保護林以外の天然林につきましては、維持、育成の観点から、必要に応じて、天然力によ

る更新を促進するという意味での抜き切り等の森

が変化をするということで、ぜひ、もともとの今

は、民有林では供給できないような木曽ヒノキで

すとか青森ヒバといったような高品質のものにつ

いては、一部計画的に供給する場合があるという

ことでございますので、ほとんどは人工林からの

ものを見込んでいるということでございます。

○石田(祝)委員 これは大変御心配なさつている

方がおりまして、やはりもう天然

回の趣旨が貫徹されるように御努力をいただきました

いというふうに思います。

それでは、引き続いて、外國からどう見られて

いるかということでお伺いをいたしま

す。

米国通商代表部の二〇一二年外國貿易障壁報告

書、ここで農林水産関係を中心としたと

いうもの

を私はちょっとと資料でいたいたんです。

ここには余り木材のことは書いていませんが、一ヵ所だけ

書かれていたところがありまして、これは、

「木材製品及び建築資材」というくくりになつてお

ります。少ない分量ですがちよつと読み上げま

すと、「日本は、タリフ・エスカレーション(木材

製品の加工のレベルに応じて累進的に関税が高く

なること)を通じて、いくつかの木材製品の輸入

を制限し続けている。木材製品に対する関税の

撤廃は、かねてより米国政府の長期にわたる目標

となつていています。」こういう記述がございます。

この記述について農林水産省は当然承知をして

いると思いますけれども、この記述について、こ

れはちゃんと合っているのかどうか、これはどう

いう評価ですか。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

我が国の林産物の関税につきましては、先ほど江藤委員からも御指摘ございましたけれども、丸太等については無税ということがございますが、一部製品、合板等については関税があるということございます。

ただ一方で、それはどういう考え方で設定しているかといいますと、国産品との競合の観点といふことで設定をしておりまして、この報告書にございまますよう、いわゆる加工度に応じて累進的に関税が高くなるタリフエスカレーションと言われるような観点ということではない。例えば、家具とか紙製品といったような加工度のかなり高いものについても無税であるといったようなことがございますので、こういった指摘は当らないのではないかというふうに考えてございます。

○石田(祝)委員 これはそのとおりだと思います

が、では、ここに書かれていることは本当は違
うんですよ、こういうことですね。

それで、私が今読み上げたのが二〇一二年のも

のなんですが、二〇一一年も全く同じ記述になっ

ています。これは、林野庁長官が今お答えい

ただきましたけれども、二〇一一年の米国通商代

表部の報告書、これも御存じであれば、二〇一一年の段階でこれは記述が間違つていると。また同

じものが二〇一二年に出ておりますけれども、こ

れに対しても間違つてるのは間違つていると

正確に抗議をすべきだ、こう思いますけれども、

今後そのお考えがあるかどうか、お聞きをいたし

ます。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘の点につきましては、事実の指摘といふことでございますが、それがそうではないといふことであれば、やはりしかるべきルートで、こういった問題、我々がこう考えているということについてはお伝えをさせていただくようにさせていただきたいたいと思っております。

○石田(祝)委員 長官、ちょっと言葉尻を捉える

ことであれば、やはりしかるべきルートで、こう

いつた問題、我々がこう考えているということにつけてはお伝えをさせていただくようにさせていたい

ただきたいたいと思っております。

○室井大臣政務官 お答えをさせていただきます。

先生にはこの事業に対して非常に御理解をいた

だいておりまして、御礼を申し上げます。これからも、ぜひお力添えのほどお願い申し上げたいと

思います。

今お尋ねのところでございますが、住宅を初め

といたします建物への地域材の利用促進は、適

切な森林整備や地球環境の温暖化の防止に資する

だけではなく、地域の住宅産業、また、木材産業

の活性化や雇用創出に貢献するなど、さまざま

効果が期待できると認識をさせていただいている

ます。

このため、平成二十四年より、原木供給者、ま

た、製造工場、プレカット工場、さらに、建築

士、中小工務店等の地域の木造住宅関連事業者が

連携体制を構築し、その上で地域材を活用し、地

域の気候風土に合った木造の長期優良住宅を建設

する場合に、その工事費の一部に対して支援を行

う、これが地域型住宅ブランド化事業でありま

して、今積極的に実施をしておるところであります。

○石田(祝)委員 これは、間違つた記述が流布し

てしまふと誤った認識が定着をしてしまいますの

で、やはり、間違つていて、事実はこうである、こういうことを

ぜひそれぞれの部署の方が声を上げるべきだし、

また、ひいては農林水産省全体でこういうものに

も目配りをしていただきて、間違つている記述が

長期にわたって活用される質の高い住宅の低価格

の供給など、それぞれが可能になる、このよう

に連年続くことのないよう、ぜひお取り組みをい

ただきたいたいというふうに私は思います。

続まして、この木材の地域産材、はつきり言

えば国産材ということですね、これについての需

要拡大ということでお伺いをいたしたいと思いま

す。

きょうは国土交通省にも来ていただきております。国土交通省で、ことしから地域型住宅プラン化事業、こういうものを始めになつたようありますけれども、これを簡単に御説明いただけますか。

○石田(祝)委員 これは二十四年からということです。

先生にはこの事業に対して非常に御理解をいた

だいておりまして、御礼を申し上げます。これからも、ぜひお力添えのほどお願い申し上げたいと

思います。

今お尋ねのところでございますが、住宅を初め

といたします建物への地域材の利用促進は、適

切な森林整備や地球環境の温暖化の防止に資する

だけではなく、地域の住宅産業、また、木材産業

の活性化や雇用創出に貢献するなど、さまざま

効果が期待できると認識をさせていただいている

ます。

このため、平成二十四年より、原木供給者、ま

た、製造工場、プレカット工場、さらに、建築

士、中小工務店等の地域の木造住宅関連事業者が

連携体制を構築し、その上で地域材を活用し、地

域の気候風土に合った木造の長期優良住宅を建設

する場合に、その工事費の一部に対して支援を行

う、これが地域型住宅ブランド化事業でありま

して、今積極的に実施をしておるところであります。

○石田(祝)委員 これは、間違つた記述が流布し

てしまふと誤った認識が定着をしてしまいますの

で、やはり、間違つていて、事実はこうである、こういうことを

ぜひそれぞれの部署の方が声を上げるべきだし、

さらに、部材の規格化や調達の合理化を通じた、
ささらに、部材の規格化や調達の合理化を通じた、
長期にわたって活用される質の高い住宅の低価格
の供給など、それぞれが可能になる、このよう
に考へております。

どうか今後とも、この事業に対しましても積極

的に推進をしてまいりたい、このように考へてお

るところであります。

○石田(祝)委員 これは二十四年からということです。
で、地域型住宅ブランド化事業、先ほど御答弁が
ありましたように、これは地域の原本供給者から
川下の中小工務店、最終的にその原木を利用して
家を建てる、こういうところがグループになつて
仕事を受けていく、その場合にお金を補助しよう、
う、こういうことがあります。

○石田(祝)委員 これは二十四年からということです。

なぜこれが大事かなということありますけれ

ども、例えばハウスメーカーは、大量に、ある意

味でいえば工場的なところで部品的にたくさんつ

くる。ですから、調達の関係でどうしても外材を

使うことが多い、こういうことも言われておりま

す。我々が木材の自給率、何とかこれを五〇%に

しよう、こういうことで、当初は、法律をつくつ

たときに木材の自給率という言葉は入つていな

かったんですね、自給力といふことになつていま

す。我々が木材の自給率、何とかこれを五〇%に

しよう、こういうことで、当初は、法律をつくつ

たけれども、それはわかりにくくといふこと

で、自給率をあえて数字として入れてもらつた、

こういうことがあります。

そうすると、どうしても地域材を、私があえて

地域材と言うのは、国産材と違ういろいろと問

題があるから地域材というふうに申し上げますけ

れども、この地域材を使つて家を建てていただ

く。そういう政策誘導をしないと、なかなかこれ

はかなわない。特に今、テレビを見ると、ハウス

メーカーの宣伝はすごいわけですね、全国的な規

模で展開しているわけですから。それから、モデ

ルハウスなんかをたくさん建てているところへ行

くと、非常にきれいな家がたくさん建ち並んで、

夫婦で子供を連れていつたりすると大体奥さん

が決定権を持つているわけですね、そうすると、

こんなきれいな家がいい、こうなるわけです。ですから、やはり地域材を大事にする、そして、そこで地域での経済の問題も当然出てまいりますから、これは非常にいい政策じゃないかな、こういうことで、これをぜひ進めていくべきだ、私はこのように思つております。

そこで、このブランド化事業で、これはことし予算が九十億円なんですね。それも九十億の内数ということですから、これはひょっとしたら人気が出てきてお金が足りなくなつたらどうするんだろう。お金がなくなつたからもうこの事業は年度の途中だけれども終わりですよ、私はそうであつてはならないと思いますので、きょうは室井政務官に来ていただいておりますけれども、ぜひそのときは省内の予算をかき集めて、これはいろいろな例があるんですよ、その事業でお金がなくなつても、いろいろなお金をかき集めてきて事業を進めていくというのをやつておりますから、それについて、そこまでの御決意もぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○室井大臣政務官 先生の力強いお言葉、ありがとうございます。感謝申し上げます。

今、予算額は九十億と。確かに九十億でございますが、第一回の公募をさせていただきまして、約五百九十二グループの希望、応募がございました。それで、私は残念なのは、こういう政策が林野署からどうして出なかつたのかなということも思つてます。これは国交省が、住宅局がやられていく

という。それが非常に苦労しているという建店の声も実はあるんですが、これについてどのように認識されているのか、またこれからどうなさるのか、お答えをお願いします。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

合法証明でございますけれども、平成十八年度に、グリーン購入法という法律ができまして政府からそういうたった準する機関が購入する際の合法性といいますか、そういうものを求めていくということになつてございます。また、これを民間にも広げていこうということで、実は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」ということを林野庁で設けまして、その供給体制の整備を進めています。

ただ、なかなか、証明ということになりますと、いろいろな手間がかかります。そういうものにつきまして、なるべく簡素でコスト負担がかかるないような形の、取り組みやすい方法ということを目指としてやつておりますけれども、まだまだ普及が途上でございます。

そういうものにつきまして、事業者がこれを認定する、認定団体がやつていただくことでもございますので、認定団体に対する研修ですとか、また、やっていない事業者の方々に対する合法証明制度についての普及といったものについて、より一層取り組んでいかきやいかぬというふうに思つてございます。

○石田(祝)委員 この点、ぜひよろしくお願いします。

それで、あと一点お伺いをしてみたいのは、地元の建材店が木材を使う場合、例えば今回のブランド化事業でも、一戸当たり建築費の一割以内かつ百万元を限度に支援する。また、上記に加えて、二十万円を限度に地域材の問題で支援をする、こうかに、この事業に対しましても、補助金の配分に当たつては、九十億の内数の範囲内で適切に執行に努めてまいりたいと思っておりますが、この五百九十二グループの分析を終了次第、またいろいろと積極的に、もし予算内でオーバーするようなことがございましたら検討をしていきたい、このように前向きに考えております。

○石田(祝)委員 これは、予算が足りないから何とか省内で工面をしよう、そういうところまでなるようにはじめ努力をいたさたいと思います。

それで、私は残念なのは、こういう政策が林野署からどうして出なかつたのかなということも思つてます。これは国交省が、住宅局がやられていく

で、ぜひ頑張つていただきたいというふうに思います。室井政務官、もう結構でございますので、お忙しいようでしたら、どうぞ御退席いただければと思います。

○皆川政府参考人 お答え申し上げます。

合法証明でございますけれども、平成十八年度に、グリーン購入法という法律ができまして政府からそういうたった准する機関が購入する際の合法性といいますか、そういうものを求めていくことになつてございます。また、これを民間にも広げていこうということで、実は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」ということを林野庁で設けまして、その供給体制の整備を進めています。

ただ、なかなか、証明ということになりますと、いろいろな手間がかかります。そういうものにつきまして、なるべく簡素でコスト負担がかかるないような形の、取り組みやすい方法ということを目指としてやつておりますけれども、まだまだ普及が途上でございます。

そういうものにつきまして、事業者がこれを認定する、認定団体がやつていただくことでもございますので、認定団体に対する研修ですとか、また、やっていない事業者の方々に対する合法証明制度についての普及といったものについて、より一層取り組んでいかきやいかぬというふうに思つてございます。

○石田(祝)委員 この点、ぜひよろしくお願いします。

せつかくいい政策だと思ってやつても、一番の最先端のところがどう受けとめているか、実際に動いているかということをやはり確認しないと、上で我々が決めて流したから、ホームページに載せたから、それでも終わりじやなくて、どんな政策でも、やつたときに、ある一定の期間が過ぎたら、最先端のところにどう届いているかということはよく見ておかないと、どこかで目詰まりを起こしているんですよ。その点、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

○郡司國務大臣 ありがとうございます。

石田委員からありましたように、昨年のCOP17におきまして、森林吸収量、これまでと違つて収源対策を入れるようにすべきだ、こう私は思います。これはまず農林水産大臣にお答えをいただいて、それから横光副大臣にもお答えいただきました。これがいかにもおかしい、こういうふうに私は思ひます。

それで、きょう、農林水産大臣と、環境省から横光副大臣にも来ていただきておりますので、これはぜひ、二十五年度の税制改正でしっかりと吸収源対策を入れるようにすべきだ、こう私は思います。これはまず農林水産大臣にお答えをいただいて、それから横光副大臣にもお答えいただきました。これがいかにもおかしい、こういうふうに私は思ひます。

17におきまして、森林吸収量、これまでと違つて三・五%ということでござりますけれども、認め

の話で恐縮でございますけれども、党の税制のP.Tで同じような意見をまとめさせていただきました。それを受ける形で、政府税調でございますけれども、税制改正大綱におきまして、森林吸収源対策について、二十五年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で国全体としての財源確保を引き続き検討するというような文言を決めたということです。

したがいまして、これを踏まえまして、私ども、対策に必要な財源が確保されるように、鋭意取り組んでいくつもりでございます。

○横光副大臣 お答えを申し上げます。

CO₂吸収源対策、これは、地球温暖化対策として非常に重要な施策であるということは、もう申すまでもございません。

この財源でございますが、今大臣がお話しになりましたように、二十四年度の税制大綱においても、二十五年度以降、国全体として財源を確保することを引き続き検討するということになりました。二十五年度の税制改正ではまた大きな議論にならうかと思いますが、現在においてはこういった状況になつてているわけであります。御指摘の点につきましては、この方針を踏まえて今後検討を行っていくことになるものと考えております。

先ほど委員は、農水省と環境省と経産省の意見の食い違いみたいなことをおつしやいましたが、我々環境省としては、全くパッティングしているわけではなくて、ともに、農林水産関係の分野のものは活用して温暖化対策に取り組みたいというふうに考えております。例えば、これから再生可能エネルギーがあるわけでございますが、その中で農林水産分野におけるバイオマス発電、これは国の政策として非常に重要な取り組みでありますので、これはことしから、初めて思つておりますので、今後ともこ

れまで盛り土、沿岸百四十キロを海岸防災林にすこた。これは実は、この法案が当然もうちょっと前に審議をされる予定だったのですから、そのときが一番いいと思つたんですが、今でも大事なことでありますので、あえてお聞きをいたしたいんです。

それで、この事業を一体何年間でやろうとしているのか。私がちょっといろいろ説明をお聞きしましたときに、非常にそこがあるのではないかと思つたのが、瓦れきについては、基本的な考え方として、去年の三月十一日発災の日から三年間で瓦れきを処分しちゃうんだ、ちゃんとやるんだ、こういうことですから、ある意味では今からいえば二年切つてているわけですね。

そういうタイムスケジュールの問題と、この瓦れきを利用した海岸防災林百四十キロですか、これをやるのだが、それよりさらに今までの計画になつていてるんですね。そうすると、国として瓦れきを処理する期間が終わつた後も、瓦れきを使つてこの事業をやりましょう、こうなつていても、だから、このところ、調整をされている復興の副大臣、来ていただいております。また、環境省が瓦れきの担当、また海岸防災林については当たります。被災地の一日も早い復旧復興に向けて、災害廃棄物の迅速な処理や再生利用の推進に向け取り組んでまいりたいと思っております。

○吉田委員長 続いて、末松復興副大臣。

時間が来ていますので、済みません。

○末松副大臣 短くお答えいたします。

○横光副大臣 総理が言われた海岸防災林を整備する計画、これは林野庁のみどりのきずな再生プロジェクトであろうと思いますが、これは、林野

のようないい組みを一層充実してまいりたい、このように考えております。

○石田(祝)委員 環境副大臣、ぜひよろしくお願ひします。反対しないでね。吸収源対策の場合に。続いて、これは総理の御発言でありますが、瓦れきで盛り土、沿岸百四十キロを海岸防災林にする、こうなことを野田総理がおつしやいました。これは実は、この法案が当然もうちょっと前に審議をされた予定だったのですから、そのときが一番いいと思つたんですが、今でも大事なことでありますので、あえてお聞きをいたしたいんです。

それで、この事業を一体何年間でやろうとしているのか。私がちょっといろいろ説明をお聞きしましたときに、非常にそこがあるのではないかと思つたのが、瓦れきについては、基本的な考え方として、去年の三月十一日発災の日から三年間で瓦れきを処分しちゃうんだ、ちゃんとやるんだ、こういうことですから、ある意味では今からいえば二年切つてているわけですね。

そういうタイムスケジュールの問題と、この瓦れきを利用した海岸防災林百四十キロですか、これをやるのだが、それよりさらに今までの計画になつていてるんですね。そうすると、国として瓦れきを処理する期間が終わつた後も、瓦れきを使つてこの事業をやりましょう、こうなつていても、だから、このところ、調整をされている復興の副大臣、来ていただいております。また、環境省が瓦れきの担当、また海岸防災林については当たります。被災地の一日も早い復旧復興に向けて、災害廃棄物の迅速な処理や再生利用の推進に向け取り組んでまいりたいと思っております。

○吉田委員長 続いて、末松復興副大臣。

時間が来ていますので、済みません。

○末松副大臣 短くお答えいたします。

○横光副大臣 総理が言われた海岸防災林を整備する計画、これは林野庁のみどりのきずな再生プロジェクトであろうと思いますが、これは、林野

の有する多面的機能の持続的発揮等を三つの基本理念として、目指すべき姿として十年後の木材自給率を五〇%以上、えらく五〇%にこだわりますけれども、五〇%以上と考えております。これに対して、本法律案では木材供給機能以外の公益的機能の維持増進を柱としているということでありますが、今法律案と再生プランの目指す十年後の木材自給率五〇%以上をどのように関連づけ、あるいは両者の整合をどのように図つていくのか、お伺いしたいと思います。

〔委員長退席、梶原委員長代理着席〕

○郡司国務大臣 今回の法の改正の大きな目的一つは、民有林、国有林一体で管理をしていくことですが、今法律案と再生プランの木材自給率五〇%以上をどのように関連づけ、あるいは両者の整合をどのように図つていくのか、お伺いしたいと思います。

今、横光環境副大臣がおつしやられたように、三年で、環境省の方、災害廃棄物を今度は復興の再生資材にすると。資材にすると、もうそれは廃棄物とは呼ばずに資材なんですね。それを今度は、海岸防災林を含めて、そういうところにきちんと使っていく。

だから、今、再生資材を一時保管をして、それ

ませんが、路網の整備でありますとか人材の育成でありますとか、七つほどのことを重点的に取り組んでいこうという形にしております。

今、木材の五〇%という話がございましたけれども、木材の五〇%といいます場合には、おおよそ三つぐらいの組み立てを考えられるのかなとうふうに思っております。一般的な木材、それからわゆる合板、それからパルプチップ等の関係材の関係は五〇%に近いような自給率がございました。合板は三〇%台、四〇%を切るような形でございましたけれども、ここに来て大変に技術の発展度合いもありまして、すばらしいものができます。それが六五%ぐらいまでもう既に来ているということです。

そうしますと、一番低かったのは計画当初のところで一三%内外だったパルプチップ等ということがござりますけれども、これについても、バイオマス再生エネルギーその他の関係でしっかりと生かしていこう、こういうところの組み合わせを行った上で五〇%というものを達成しようということで考へてお伺いをいたいと思います。

○石田(三)委員 公益的機能の維持増進、これは非常に大切なことだらうというふうに思いますが、それも踏まえながらそこを目指すということです。

それでは、森林・林業再生プランの内容についてお伺いをしてみたいと思います。

本年の四月から改正森林法が施行されているわけですが、そのものになつたのが平成二十一年の森林・林業再生プランである。それについて質問させていただきますが、本計画のいわゆる本筋は、伐採から製材業までの分野の強化、改革だらうというふうに思われるわけでござります。具体的には大規模化と集約化でございますが、機械化による木材生産のスピードアップと安定供給であろうというふうに思います。

しかしながら、林業を多様な観点で眺めてみれば、それは林業のほんの一部に手をつけたにすぎ

ないというふうに考えます。プランには、木材生産の前にあるいわゆる森林づくりに向ける意識があります。また、製材、加工した以降の国産材需

要の喚起にも十分触れていないというふうに思います。木材を、鉄や石油と同じようなマテリアルの一つとして、質より量と考えているようと思われます。

プランはあくまでマクロな日本林業の再生を目指しておりますので、ミクロの地域社会の視点が抜け落ちているのではないか、要は、森林づくりの観点あ

るいは地域づくりの観点といったものが抜け落ちているのではないかというふうに考へるわけですが、林業を活性化することに熱心でも、やはり地域振興とは一線を画しているよう思えます。そのため、私は、山村地域の疲弊はとまらないのではないか、いや、逆にその促進をするの

ではないかなというふうに思います。

林業の再生は、伐採、運搬、加工のみで達成されるものではなくて、山村に暮らす人々の暮らし

が成り立つてこそ再生だ。私はそういうふうに考へるものであります。山村地域の疲弊をとめるための政策、この再生プランには加えられていない

わけですが、見解をお伺いしたいと思います。

○皆川政府参考人 再生プランの基本理念は大臣が申し上げたとおりでござりますけれども、私ども、日本林業が今いかに苦境にあるかというその主な原因ということを考えましたときに、やはり外材に市場を奪われている。

その基本的原因は何かということであります

が、やはり国産材が、例えば川下の需要に対応した安定供給ができるのか、そのところの循環が途切れているということによって、山村経済

も回らなくなっているということではないかといふことで、まずその部分の徹底した集約化ですとか路網整備ということが大事だということは、や

はりその安定供給体制ができないと、大きな循環

が保てない。循環をしませんと、例えば森林づく

りということにも、山元でお金が残りませんので、そういうふうに考えます。プランには、木材生産の前にあるいわゆる森林づくりに向ける意識がありましたが、そういうふうに認識するところ

で、そういうふうにひつよろしくお願いをしたい

というふうに思います。

もう一つは、今おっしゃられたように、林業、

業を活性化させれば山村経済の振興になるんだ、

地域も活性化するというような論理だというふう

に思っていますが、それで山村地域が元気になれ

ば、山の手入れをする人もふえて、森林の健全化

につながるとおっしゃっているんだろうというふ

うに思っています。

そこで、もう一つ私は提案をさせていただいて

いたんですが、今少し動きが出ているんです。そ

の一つの可能性が、小規模林業、自伐林業、これ

がまだまだ少し残っているようであります。小規

模林業は林業だけで暮らしているわけではありません

ので、その土地で農業をやりつつ畠をやり、

林業もやっている、そういう農家であると思う

のですが、そういう林家こそ、先ほど申し上げまし

た、長い目で森をつくっていくということに立てる

人たちだろうというふうに思います。そこが大

きな製材工場が山間地に立地するといったよ

うな動きも出てございます。

そういうたた安定期供給体制と相まって、そういう

木産業の方々の立地も変わってくるというこ

とを通じて、山村経済が循環をしていくといふ

ことに必ずやつなげられるのではないかと思いま

す。そういう意味では、山村経済への目配りと

いつたものも、主に国産材の安定期供給体制がで

きることによって展望が開けてくるのではないか

というふうに認識をしております。

○石田(三)委員 安定期供給ができるということは

大前提としましても、それによって集約的に単価

が下がって、供給ができるということはあるにせ

よ、それを推進するために、先ほど路網整備に関

しても非常に注意をしなきやいけないよという話

がありました。それから、今回の事業の中で間伐

を進めていく中で、路網をつくっていく中で、必

要以外の木も切つてできるだけ集材率を上げてい

るといふことを思つて、現場ではなかなか制御ができないこと

が起きているようであります。

○皆川政府参考人 山村経済の安定という観点で

見ても、小規模の方々とともに回つていいかないと

いかなうという基本的な認識でございます。

ただ一方で、どうしても施業の集約化、個々の

作業を一つとつてみましても、やはり例えれば大き

業の職員の皆さん方については特労法が適用されてきて、それによって勤務条件が決定をされてきたという形になつております。

今般、私ども政府として提出をさせていただきました国家公務員法関連改革の四法案、これについては、自律的労使関係制度の措置でございますけれども、一般職の非現業国家公務員に協約締結権を付与するという形にさせていただいています。これによつて、労使交渉を通じて、労使が勤務条件についてはきつと自律的に決定し得る、そういう制度となつてゐるところでござります。

先生今御指摘のように、公務員制度改革関連四法案の成立がおくれたらというお話をございますけれども、私ども、提出をさせていただいている政府の立場からいたしますと、この関連四法案、早期の成立に向けて最大限努力をさせていただきたいというふうに思っておりますし、また、先生が初め国会の御支援あるいは御指導を賜ればなど、いうふうに考えております。

いずれにいたしましても、先生御指摘のように、国有林野の事業の職員を含めた職員の勤務条件については、関係府省等の政府全体において適切に対処をしていただけるものであるというふうに私どもは考へておるところでございます。

○佐々木副大臣 重複するところは避けさせていただきます。

昭和二十八年から六十年間にわたって、今の労使関係をつくり上げて、労働協約をつくり上げてきているわけであります。今、もしも国家公務員法の関連四法案とのタイムラグが生じた場合どうするのかというの、そこに働く人たちにとっては大変大きな課題でございます。

私ども、その点の認識はしっかりと見ておるつもりではございますが、タイムラグが生じた場合には、やはり我々は、今、園田政務官がお答えいたしましたが、関係府省がしつかり連携をとらなければならぬ、とりわけ人事院に対しても丁寧に説明をしていかなければならぬ、そういう認識は持っているところでございます。

○吉泉委員 今の、調整、時間のずれについて何が、内閣府の方からあつたわけでございますけれども、このところについては、内閣府さらには農林省、どちらが責任を持つてその辺のところ、ありますけれども、内閣府でやるということでいいんですか。今の、佐々木副大臣の答弁を、責任を持つて進めるについては、内閣府という捉え方でいいですか。

○園田大臣 政務官 大変恐縮でございますけれども、国有林野の職員の皆さん方の処遇、勤務条件に関しましては、これは一義的には、当然、農林省が所管をいたしているところでございますので、そういった面では、農林水産省がきちっとこの件については対処していただけるものであるというふうに認識をいたしております。また、給与の面については、今、総務省が一義的に管理をさせていただいているところでござりますので、総務省であるというふうになつていくと思います。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、私どもの内閣府といたしましては、国家公務員制度関連の改革の四法案を提出させていただいておりますので、これをまずきちつと、早期成立に向けて全力を尽くさせていただくということでございます。そして、その上で、先ほどもさることながら、佐々木副大臣からも御答弁がありましたように、もしもといいますか、そういったタイムラグが生じるような事態になったときには、当然ながら、関係府省において連携をさせていただいて、しっかりと対処していただけるものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

○吉泉委員 私は、今、内閣府政務官の園田さんから、関連法案は内閣府が責任を持つて提出をしている、だから時間差があつた場合は、それぞれしつかり内閣府がやるという答弁があつてしかるべきだというふうに思つておりますので、その辺

については、今後ぜひ、逃げないで、調整を図るようよろしくお願ひを申し上げたいと存じます。それと同時に、今、職員の問題はそうであるわけでござりますけれども、まさに現場を扱つていて技術者等については、各県、自治体において非常に苦労がなされている、こういう現状にあるんだろうというふうに私は思つております。今回の再生プランに基づいて、やはり現行の基幹作業職員が持つてゐる知的な技術等々の活用をするについても、新たな技士制度なんかを設けながら国有林の現場管理機能をしつかり確保していくことが必要なんだろうというふうに思つておりますけれども、その点についての考え方をお伺いさせていただきたいと存じます。

○仲野大臣政務官 お答えいたします。

御指摘のありました基幹作業職員については、国有林の現場業務に従事する職員でありますので、長年の現場での作業経験を通じて地域ごとの国有林の詳細な森林情報とか施業履歴などに精通している、あるいはまた、こうした情報を森林官等に提供することを通じて国有林の現場管理に大きな役割を果たしているところであります。そのことをしっかりと大事にしながら、このたびの法律改正でもって特別会計から一般会計といふことでありますので、一般会計化後の基幹作業職員制度の取り扱いについても、木材生産を直営、直接雇用で実施。事業収入を考慮して職員規模を設定するなど。さまざまいろいろ工夫しながら。

そしてまた、基幹作業職員の雇用を維持し、これらの人間を一般会計化後も最大限生かすことを前提として、障害のないように。その職員制度のあり方について関係府省とともに密に調整しつつ、またより一層充実してまいりたいと思っております。

○吉宗委員 質疑時間が終わつたわけでございますけれども、ぜひ要望をさせていただきたい、こ^{ういうふうに思ひます。}

一般会計移行後はまさに、国有林、民有林、そ

それぞれしつかり國の責任でもつて機能を守りながら國土の發展に寄与していかなきやならない、そのためにも、職員の位置づけ、作業職員の果たす役割は大変大きなものがある、そういうふうに思っております。そんな中で、人材育成も含めてしっかりと対応をお願い申し上げながら、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○吉田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○吉田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

内閣提出、參議院送付、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○吉田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○吉田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、野田国義君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、新党きづな、社会民主党・市民連合及び新党大地・真民主の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。野田国義君。

○野田(国)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して趣旨の説明にかえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律案に

対する附帯決議(案)

我が国の森林面積の三割を占める国有林野は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、厳しい状況に置かれている林業を活性化するとともに、東日本大震災からの復旧・復興の円滑かつ迅速な推進を図る上で、その果たすべき役割は極めて重要である。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 国有林野事業の一般会計化に伴い、新たに設置する国有林野事業債務管理特別会計において既存債務の処理を経理するに当たっては、新たな国民負担を生じさせないとの基本的な方針の下、従前どおり、毎年度、利子補給に係る必要な予算措置を講ずること。

二 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務については、林産物収入等により着実な償還が図られるよう、国有林野事業の一層効率的かつ適正な運営に取り組むこと。その際、国有林野の有する公益的機能の維持増進に十分配意すること。

三 公益的機能の維持増進、民有林との一体的な整備及び保全の推進等国有林野事業に求められる多様な役割が確実に果たされるよう、厳しい財政状況や国有林野事業の現場管理の実情を踏まえた適正な雇員規程等の確保、組織体制の構築、人材の育成、技術の継承等を図るとともに、国有林野事業の職員の労働条件を整備すること。

四 新たに創設される国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する仕組みについて

は、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、地域の実情に応じて適切に活用すること。また、森林の整備・水源林の保全に係る施策については、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等の連携を一層深めることにより、着実に推進するとともに、必要な地籍調査への取組を強化する

こと。

五 平成二十五年から開始される京都議定書第一約束期間への参加の有無に関わらず、平成二十五年以降の森林吸収源対策に必要な財源を確保すること。併せて、石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」による

税収の使途に、森林吸収源対策が位置付けられるよう検討を進めること。

六 木材価格が安定的に推移し、山元への収益の還元が図られるよう、外材価格及び為替レートにも留意しつつ、地域ごとの木材価格や需給動向を把握、分析し、木材供給の調整を図ること。また、間伐材の活用や公共建築物等における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

七 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等を着実に進めるため、国有林野事業の組織・技術・資源を積極的に活用すること。

八 多額の累積債務を抱える都道府県林業公社について、都道府県の要望、厳しい財政状況や低迷する木材価格の動向を踏まえ、着実な債務返済が図られるよう、その一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を検討すること。また、平成二十五年以降の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による地方財政措置の継続について、速やかに検討の上、法的措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○吉田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立總員。よつて、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められております

ので、これを許します。農林水産大臣郡司彰君。

○郡司國務大臣 ただいまは法案を可決いただ

き、ありがとうございます。

つきまして、政府から発言を求められております

ので、これを許します。農林水産大臣郡司彰君。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

なお、本日は、参考人として東京電力株式会社常務取締役廣瀬直己君に御出席をいただいており

ます。

団りつつ、適切に対応してまいりたいと存じております。ありがとうございます。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

とどし、この際、休憩いたします。

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 午後一時から委員会を開くことを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳でございま

す。

○吉田委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。吉野正芳君。

○吉野委員 異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○吉田委員長 午後一時開議

午前十時四十六分休憩

す。

○吉田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として林野

府長官皆川芳嗣君、国税庁課税部長西村善嗣君、厚生労働省医薬食品局食品安全部長三浦公嗣君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長糟谷敏秀君、中小企業庁経営支援部長徳増有治君、観光庁審議官志村格君、環境省大臣官房廃棄物・リサイ

クル対策部長伊藤哲夫君及び水・大気環境局長鷺坂長美君の出席を求める説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

おつしゃったように、ほぼ真上を通っておりますけれども、幸い大きな障害等々は発生しておりませんで、一部計測機器にふぐあいが出たり、カメラを幾つか設置しておりますけれども、そのカメラが映らなくなったりということはございましたけれども、台風の大きさの割には比較的軽微な

障害だったというふうに今報告を受けております。

ありがとうございました。

○吉野委員 ありがとうございます。冷却水を注入するポンプ等に支障がなかつたということで、安心でございます。

さて、昨年十二月にステップ2が達成をしました。でも、野田総理はこのことを事故の収束といふにおっしゃいました。東電の認識はいかがでしょうか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

私どもいたしましては、ステップ2の完了は、これから長く廃止措置に向けて進んでいく、本当の一つ目の一里塚というふうに認識しております。今後ともこの長い道のりをしっかりと見ていかなければいけないというふうに認識をしております。

○吉野委員 そうなんです。長い道のりの一段階なんです。階段を一步上がった、こういう認識なんですね。事故の収束はどの段階なんだという認識でおられます。

○廣瀬参考人 ステップ2は、冷温停止状態が達成されたということでステップ2の完了を認識いたしましたけれども、これからいわゆる中長期的な課題としてかなりたくさん項目が残っておりますし、何より福島の皆様、避難していただいている皆様が一日でも早くそれぞのところに戻つていただきたいというような、まだまだたくさんのステップがあると思っております。

したがいまして、収束の定義といいますか、それにはかかるところなく、私どもとしてしっかりとやっていかなければいけないことはまだまだたくさんあるというふうに認識しております。

○吉野委員 これから、賠償のお金は莫大な金額にならうかと思います。それに加えて廃炉、これも大きなお金がかかります。今、東京電力は特別事業計画で資産売却をしております。

私は、清算するから売却するんだという考え方ではなくて、今現在の資産が、将来この資産がある限り、どれだけのものを稼ぐのか。やはり、たくさんのが稼いで返すんです。これが一番大事な点なんです。稼いで返す、この基本的な考え方を持つ。稼ぐであろう資産をむやみやたらに今売っちやう、こういうことはないんでしょうか。

○廣瀬参考人 私どもが今現在進めています資産の売却は、いわゆる電気事業の遂行に不可欠でないもの、いわゆる遊休的な資産を中心に行なっておりまして、先生御指摘のように、しっかりとこれらのキャッシュフローを稼いでいくための資産は売却しております。

なお、売却に当たりましては、入札を使って少しでも高く買つていただけるよう努力もあわせてさせていただいているところでございます。

○吉野委員 発電施設は当然なんですが、いわゆる株式投資をして、収益が上がるものに投資をしている。開発等にも投資をしている。この辺の資産売却はしていないんでしょうか。

○廣瀬参考人 そういたしました今までの資産につきましても、一つ一つを精査いたしまして、今後の成長にも資するようなものについては残させないでいただき、そうでないものについては売却させていただくという吟味をさせていただいたおります。

○吉野委員 稼いで返すというこの大前提、これを忘れないで、売却の方をお願いしたいと思います。

○廣瀬参考人 賠償の基本、東電にとっての憲法とでもいいますか、昨年の十一月四日に東電は五つの約束を発表しました。言つてみてください。

○吉野委員 五つの約束、申し上げます。

迅速な賠償のお支払い。それから、きめ細やかに、なかなかの金額払つていくとか、全部まとまらないと払わないということになりますとおくれてしまいまして、少しでも早く、きめ細やかにお支払いを

していくという意味でございます。

三つ目は、ADR等で和解仲介案が示されてまいりますけれども、それをしつかり尊重していくということです。

それと四つ目が、親切な賠償手続、書類の手続。これは一部、当初、厚い、お年寄りにはわかるまいというお叱りを大変いたきましたけれども、こういうことのないよう、そういう手続、書類の面についても親切な対応をしていくことです。

そして五つ目は、被災者の方からさまざま御要望が寄せられてまいりますけれども、それらに対する誠実に対応していくという五つの約束でございます。

○吉野委員 この五つのお約束が、賠償をする東京電力の担当者のいわゆる根本になければなりません。

実は私、大分前ですけれども、いわき市の相談センターへ突然行つてまいりました。社員の方々に五つの約束を言つてみてくださいと。誰も言えませんでした。

でも、その日のうちにきちんと、こんな大きな紙に五つの約束を張り出して、相談の各ブースごとに張り出した。私はそこまで求めていませんでした。何で知らないのか、こう言つて帰つてしまふれども、その日のうちに全部、五つの約束を張り出してくれた。これは東電の皆様方は私たち被災者に対して本気になつて賠償する心があるな、こんな感じを持つたところです。

今、私が突然参つても、全ての相談窓口の方々は五つの約束を言えるようになっていますか。

今、私が突然参つても、全ての相談窓口の方々は五つの約束を言えるようになっていますか。

ただ、なかなか、本来売れるべき価格といふの設定が少し難しいものがございます。それぞのの設定が少しづらいものがございます。それぞの野菜の種類あるいはお魚の種類、それぞにあって、季節によつても動いてしまいます。そうしたことで、関係の当局の御指導もいただきながら

以降、御指摘ありましたように、大きな紙を張り出す、さらには、小さくして、それを各自が携帯して手帳等々に挟んでおくというようなこところでございます。

○吉野委員 先生に御指摘いただいた際に、本当に、お答えできなくてまことにお恥ずかしいと

るだけではいけませんので、その精神に基づいてしっかりと被災者の方々に対応できるようにというふうに指導しております。

○吉野委員 賠償の心は五つの約束です。

今、福島県で農産物の風評被害が大変です。一つ、畜産です。これは福島県の和牛の雌、A5ランクで、平成二十二年では一千一百一円でした。ことは千五百四十八円で大暴落です。和牛の去勢牛、A5ランクで、事故前ですが、平成二十二年は二千六十五円でした。平成二十四年は千六百七十一円です。

園芸、野菜も大変です。これはことしの例ですけれども、サヤエンドウ、全国平均だと六百二十円。福島県は四百十八円。ブロッコリー、これは全国的に売っています、二百六十三円。福島県産は百七十二円、六五・四%です。アスパラガス、十二年は二千六十五円でした。平成二十四年は千六百七十一円です。

全部が風評被害です。ここには百ベクレルを超えたものは一つもありません。この風評被害に対する体制をとるべきだと思うんですけども、常務さんいかがでしょうか。

○吉野委員 お答えいたします。

風評被害につきましては、今御指摘のように、農産物それからお魚、いろいろなところに広がっております。

ただ、なかなか、本来売れるべき価格といふの設定が少し難しいものがございます。それぞの野菜の種類あるいはお魚の種類、それぞにあって、季節によつても動いてしまいます。そう

したことで、関係の当局の御指導もいただきながら

らそうした仕組みを検討させていただいて、そうしたものによって迅速にスピードアップして、風評被害に対して対応ができるようになつたのをこれからも検討していかなければいけないというふうに認識しております。

とに限つて言えども、そういうことが許されてもいいのではないかということでござりますけれども、これもまた委員よく御存じのよう、福島の中にいろいろな御意見があるというようなことも聞いております。

一つの袋でも、やはり福島から一定以上の数値が出るということになれば、それが全体のところに及ぼすというのが先ほどの風評被害で、それを防ぐためにはもうちょっといろいろな知恵が出て出せないかと、県の中でも市町村の中でも御議論をいたしているというふうに聞いております。私も、できるだけ、県、市町村の皆様方のその議論に耳を傾けながら、全体として合意ができるような形の中で、取り組むべきがあれば取り組んでいきたいなというふうに思つてはいるところでござります。

○吉野委員 平時のルールといわゆる異常時のルールは違います。働く意欲を失う国民をつくつていいのか。これは国家の問題でありますので、何とぞ、今検討しているということですので、検討していただきたいと思います。

前の予算委員会で、私、枝野経産大臣にこのようないことをお話ししました。再生エネルギー固定買い取り制度に乗せられないかということを言つたんですけども、そのとき枝野大臣には、検討しますという答弁をいただきました。どういう検討状況になつてはいるのか、お聞かせを願いたいと思ひます。

○柳澤副大臣 冒頭に、私、九月から原子力災害の現地対策本部長を務めさせていただいて、吉野先生には火災の問題も含めていろいろな御指導をいたしておりますことを、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

質問の件ですが、実は、枝野大臣の方からも、固定価格買い取り制度の買取価格の中での議論するようにということで、専門家のいわゆる第三者的皆さんに検討いただきました。

大変申しわけございませんが、これは法律上は、効率的に実施される場合に通常要する費用を

基礎に、利潤等を勘案して決めるというふうに定められておりまして、このために、特定の地域に着目し特別の買い取り価格を設定することは制度上難しいという結論に達しまして、今月十八日に告示された価格の中では、通常のバイオマスの税込み二十五・二円が適用されるという結果になつてしましました。

ただ、先生がおっしゃられるように、大臣も私も農業の再生をどうするかということは、除染もありますし、試験栽培もありますし、この後また農水省ともいろいろな意味で御協力はさせていただきたくあります。私がただきたくありますが、価格制度の中には組み込めなかつたということで、御理解をいただければと思います。

○吉野委員 廣瀬常務、今の国のお答えを聞いたと思います。

私は、東京電力は電力会社ですから、発電が仕事ですから、今の食料生産の農業からバイオマスを使つたエネルギー生産の農業へ、いわゆるエタノール発電をまず東京電力がやるべきだなど。そして農村に人を戻すんです。これが一番なんですよ、農村なんですから。ここに人を戻す、帰ることができる。仕事がなければ帰れません。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

新たな発電所の設備建設ということをございますが、今後の私どもの発電設備の建設につきましても、入札を採用するとかといったようなことで、徹底的な効率化を図つてやっていこうというふうに思つております。

御指摘のように、今の話を福島の県民の方がお聞きなつて悲しいというのはごもっともだと思います。私どもとしては、地元に雇用をふやすとか、あるいは活性化させるというようなことについても、また別の観点から、これからも頭をひねつて努力をしていきたいというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

○吉野委員 時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○吉田委員長 次に、小野寺五典君。

○小野寺委員 自由民主党の小野寺五典です。大臣、御就任おめでとうございます。早速宮城を訪問していただきまして、ありがとうございました。

きょうは、次期社長に内定されています東京電力の廣瀬常務においていただきています。よろしくお願ひいたします。

ただ、先生がおっしゃったように、生態系の維持であるとか皆様の働く意欲であるとかというこ

とは本当に大事なことだと思っておりますけれども、私どもも、今とにかくお金を、新たな設備投資をとにかく削りに削つて、電気料金の値上げ等々もお願いしているところでございますので、その辺につきましては何とぞ御理解をいただきたいというふうに思つております。

○吉野委員 今の答弁はちょっと、地元の方々が聞けば、悲しい答弁です。

電気料金は首都圏で上げるんです。そして、上げた電気料金で、双葉郡、福島県にきちんと暮らすことのできるような施策をするのが当たり前でしょう。だから、エタノール発電、今の既存の発電炉で燃やすことじゃなくて、全く新しいエタノール発電所をつくることを検討してください。お願いします。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

新たな発電所の設備建設ということをございますが、今後の私どもの発電設備の建設につきましては、入札を採用するとかといったようなことで、徹底的な効率化を図つてやっていこうというふうに思つております。

御指摘のように、今の話を福島の県民の方がお聞きなつて悲しいというのはごもっともだと思います。私どもとしては、地元に雇用をふやすとか、あるいは活性化させるというようなことについても、また別の観点から、これからも頭をひねつて努力をしていきたいというふうに考えております。御理解いただきたいと思います。

ただいたいんですが、五次までといいますと、去年の十二月までの分しか実は補償になつていません。一月、二月、三月、四月、五月、もう六年に入っていますが、この分については補償として支払われていない。ですから、農家の方はことしになつてから補償金を受けていない。出荷して値段は下がつたのに補償を受けられない。

きょういらっしゃる委員の皆さんにも聞いていて、ただいたいんですが、五次までといいますと、去年の十二月までの分しか実は補償になつていません。一月、二月、三月、四月、五月、もう六年に入っていますが、この分については補償として支払われていない。ですから、農家の方はことしになつてから補償金を受けていない。出荷して値段は下がつたのに補償を受けられない。

今、何が行われているかといいますと、もともとこういう農家は大変零細な農家です。補償が入らないと、例えば、肥育した牛を売つて、その後に子牛を買うんですが、子牛を買うお金もない。ということは、今度は子牛の価格も下がつてしまふ。それで子牛の農家も苦しんでいる。全般にこれが広がつています。

補償すると認めていただいたのであれば、ぜひ速やかにこの補償を、幾ら何でも、ことしの一月以降の分、ひどい方になりますと去年の十一月分から補償がされていないという状況があります。

速やかな補償の支払いをお願いしたいと思ひます
が、見通しについて教えてください。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

先生御指摘のよう、本当に時間がかかるてお
りまして、大変申しわけなく思つております。毎
日毎日おまとめいただいてるJ.Aの皆様等々の
お力を最大限におかりしまして、今、本当に取り
組んでいるところでございます。

今後の見通しとしましては、六次請求分の子牛
の分ですけれども、それを七月上旬にとりあえず
お支払いできるという見通しが今立つております。
これを一つに、どんどんどんどん今後もしつ
かりとやつてまいらなければいけないというふう
に考えておりますので、よろしく御理解いただき
たいというふうに思ひます。

○小野寺委員 理解できないから質問しているの
であつて、では、例えば、東京電力は給料が遅配
とか支払われないということが今まであつたん
でしょうか。

○廣瀬参考人 そういうことはございません。
被害者の方は毎月給料が十分出
て、被災者の方が全然支払つてもらえないとい
うのは本末転倒で、初めに早く被害者の方に手當
をするのが普通じゃないですか。この状況をおか
しいと思われませんか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

本当に、手間取つてること、まことに申しわ
けございません。総力を挙げて、一日でも早くお
支払いできるよう努力をしてまいりたいとい
ふうに思つております。

○小野寺委員 毎回の委員会で同じことをさせて
いただいています。早く早くとお願いしているん
ですが、逆にどんどんどんどん遅くなつてあるよ
うな実感があります。

それから、もう一つお伺いしたいのは、これは

前からもありますが、せっかく、例えば宮城や岩
手や福島、こういうところはブランドをつくろう
と思って一生懸命努力されていました。このブラン
ドについての加算、ブランドについての評価、

これを東京電力と今でもなかなか詰め切れないと
いうことを伺つております。このブランド加算に
ついて今後どのような方向になるのか。ぜひこれ
も早く認めていただきたいと思うんです。

○廣瀬参考人 お答えいたしました。

ブランド牛につきましても、しっかりと勉強させ
ていただきまして、お話を伺つて、しっかりと対応
していきたいというふうに思つております。

○小野寺委員 東京電力は、例えいろいろな問
題があつても、国が支援したり、さまざまな支援
が多分受けられるんでしょう。ですが、被害を受
けている農家の方というのは、みんな、自分の家
で十頭、二十頭の牛を飼つて、とにかく毎月一
頭、二頭それを出荷して、そのお金で生計を立て
て、子供を学校に行かせて生活しているんです。

こういう方々がいるのに、皆さんがそうやって
出し済りをするということは、逆に弱い者いじ
め、むしろ被害者いじめだと思います。ぜひしつ
かり対応していただきたいと思つています。何度も
この委員会で取り上げるのは本当に委員長もう
なんざりされていると思うんですが、ぜひ国として
もしっかりと後押しをしていただきたいと思いま
す。

○小野寺委員 この全体像は、牧草地も汚染され

て、そこを反転してきれいにしなきゃいけないん
だけれども、当初その作業に農水省が見積もつた
金額というのは、実際に調べてみたらはるかに少
ない金額で、これだけの金額はとても今回の被
害農地を反転することができない。国はどうする
んですかと前回お伺いしたら、鹿野農水大臣はそ
こは東京電力にも負担を求めていくということな
ので、東京電力がちゃんと残りを負担していただ
かないと、希望する農地が全部反転できない。

今、汚染稻わらのお話をしましたが、その後に、
今度は牧草が、これも宮城県内、岩手県の一部も
そうですが、現実には使えないという状況になつ
てあります。今、この牧草についても国から支援を
していただき、また東京電力も支援をしているん
ですが、これはいつまでも支援を受けるだけじゃ
なくて、基本的には、例えば農地の反転耕を行つ
て新しい牧草を植えて、きれいな牧草をこれから
牛に食べさせる、こういう前向きな政策が必要だ
と思います。

○小野寺委員 毎回の委員会で同じことをさせて
いただいているとお伺いしているん
ですが、逆にどんどん遅くなつてあるよ
うな実感があります。

草地の除染について、従来から農水省にお話を
したら、農水省は、前回、一ヶ月タール当たり最
大百万まで支援を出すというお話でありました。
牛に食べさせる、こういう前向きな政策が必要だ
と思います。

○廣瀬参考人 お答えいたしました。

たら、足りない部分は東京電力にしっかりと負担を
求めてもらう、調整して行うんだということで、
この草地の除染についても不足分は東京電力が支
払うというふうに国会でお話が出てるんです。

常務にお伺いいたします。これも、国としつか
り相談をされて、東京電力の負担分ということが
明確なんでしょうか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

草地のいわゆる回復につきましても、まさに今
先生御指摘のように農林水産省さんと協議をさせ
ていただいておりまして、しっかりと私どもの役割
を果たしていかなければいけないと思つております。
ですので、その方向で今協議をさせていただいてお
ります。

○小野寺委員 この全体像は、牧草地も汚染され
て、そこを反転してきれいにしなきゃいけないん
だけれども、当初その作業に農水省が見積もつた
金額というのは、実際に調べてみたらはるかに少
ない金額で、これだけの金額はとても今回の被
害農地を反転することができない。国はどうする
んですかと前回お伺いしたら、鹿野農水大臣はそ
こは東京電力にも負担を求めていくということな
ので、東京電力がちゃんと残りを負担していただ
かないと、希望する農地が全部反転できない。

今、反転できないということはどういうことか
というと、ことしの夏に種まきができる。そう
すると、ことしの秋に収穫ができる。というこ
とは、来年までまた牧草を全部、東京電力の補償
から買って輸入して、そして農家に支給をする。
私は、こういう税金の無駄遣いはしちゃいけないと
思うんですよ。少なくとも早く反転をする、その
政策をしていただきたい、そう思つております。

さて、もう一つちょっとお伺いしたいのは、今回
のさまざまな除染の問題の中で、汚染堆肥の処
理が、これが実はなかなか前に進んでおりません。
まだちょっと東京電力の常務にお伺いしたいん
ですが、どうしても汚染堆肥の処理がなかなか進
まないので、どんどん堆肥はたまつてきます。
この堆肥がたまつていくために、仕方ないので、

もうこれ以上置く場所がないので、農家の方は独
自に堆肥の小屋をどんどん増築しているんです。
ところが、この増築分の賠償というのを東京電
力に請求したら、当初、応じられないという回答
がありました。今でも、汚染堆肥の対処のために
自分で堆肥舎を大きくした場合の補償というの
はない方向なんでしょうか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。
汚染堆肥の処分といいますか、保管管理の問題
につきましては、本当にたくさんの御迷惑をおか
げしております。
今先生御指摘のありましたように、処分できな
くて保管をしているとか、そのために建屋を増築
する、改築するといったようなことにつきまして
も私どもの賠償の範囲に入つてくるというふうに
思つておりますので、合理的な範囲でといふうに
思つておりますけれども、今まさに個別のお話を伺つ
て、こういうことだということをお聞きしている
ところでございまして、それに基づいて賠償させ
ていただくということになつていくと思います。

○小野寺委員 東電の中で賠償の検討をしている
間に、牛は毎日餌を食べて堆肥を出しているわ
けです。ですから、農家は、とにかく毎日毎日の
ことに追われて、自分でどんどんやらざるを得な
い。ぜひ、先に堆肥舎をつくつてしまつたことに
関しても、後追いでこれは対象になるということに
関わって、しっかり見ていただきたいと思います。

○小野寺委員 東電の中で賠償の検討をしている
間にも、牛は毎日餌を食べて堆肥を出しているわ
けです。ですから、農家は、とにかく毎日毎日の
ことに追われて、自分でどんどんやらざるを得な
い。ぜひ、先に堆肥舎をつくつてしまつたことに
関しても、後追いでこれは対象になるということに
関わって、しっかり見ていただきたいと思います。

それから、農家のことだけをお話ししていま
すが、地域によっては、事業者が逆にこういう堆肥
を主に扱つていてる場所もあります。畜産、牛の堆
肥だけじゃなくて、実は、先ほど吉野先生のお話
にもありましたが、木材の皮、あれを集めて、
バーク堆肥というふうに使つてあるところもあり
ます。実はここもかなり堆肥以上に濃度が高く
なつていまして、こういう企業も非常に補償を求
めております。今、なかなかこれも、東電側の弁
護士さんと話をしても前に進まないというお話を
あります。これは要望ですが、ぜひこういうさま

だきましたが、ちょうど郡司大臣が六月九日に沿岸部を視察していただきました。そのとき、宮城県の漁連の会長からも、損害賠償について政府からも東電にしつかり働きかけをしていただきたいということのお話がございました。

ぜひ大臣、今まで補償の問題を少しあせていました。畜産に関して、農業に関して、そしてまた今後は漁業の問題、この問題についての大臣としての取り組み、そのお考えを聞かせてください。

○郡司国務大臣 大変長い間かかるつて、まだ支払がされていないという実情をお聞きいたしました。

これまで農林水産省として、東電との間に九回ほど連絡会議を持ちながら、できるだけ円滑に進むようにという話し合いをしてきました。その中でやはり問題になつてきておりますのは、中間指針に載つてあるものと、それから、載つていなかつたものは今のところ個別に対応する、その個別に対応するということがなかなか進まないのではないか。それよりも、中間指針で、今後検討しなければいけないというものが幾つかありました。それについて今検討しているというような状況。だとすると、さらにまたおくれるのではないかといふような懸念がありますので、今の話も含めて、私どもやはり省として、東電の方としっかりと話し合いをするようになつたいたいなというふうに思つております。

○小野寺委員　なぜこういう風評被害についてもお話しするかというと、大臣も御承知のとおり、実はこの中間指針、いわゆる風評被害を含めた対象の中で、農林水産物で牛肉については宮城や岩手も入っていますが、それ以外の農産物は実は入っていないんです。中間指針の中ではこういふさまざまな風評被害の対象になるのは福島から南の方。ですから、千葉とか群馬とか向こうは対象になるんですが、岩手、青森、ここは対象になつてないんですね。

電力にお話しさるのは、実はそういう事情がござります。本當を言えども、中間指針の中に宮城や岩手、青森も入れていただいて、実際に被害も出ておりますから、それが本来の解決だと思います。

農水省の所管ではないと思ひますが、ぜひ政府として、中間指針をもう一度見直して、早く対象域を広げていただくようお願いをしたい、そう思つております。

○廣瀬参考人　お答えいたします。
御指摘のとおり、まとまって団体を通じてお申
し込みをしていただけている方々につきましては、
は、団体様がこれまで使っていらした書類の類い
ですとか、そうしたものをそのまま使わせていた
だくような形にしておりまして、個人の皆様に
は、私どもがつくつた定番のものでございますけれども、それを御利用いただくということをさせ
ていただきしておりますが、おっしゃるように、例
えば山間部の小さな農家であれば、なかなかそ
うした証明書もないというケースはあると思いま
す。

いうことを東電の社員の方が現地を回つてやればすぐ済むことなんですね。
仙台の真ん中に大きな事務所があつて、そこに来てくださいというお話をあります。私はむしろ、そこに行きたくても行けないような方のところに社員の方が回つていただきたい。そして、ぜひ市町村を通じて、どこにそういう被害者が実は潛在的にいるのか、それを至急調べていただくことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。
○廣瀬参考人 そうしたきめ細かい対応を、私も本当にていかなければいけないというふうに考えております。
限られたマンパワーで今やらせていただいて、

べてみたら、例えば春先の山菜、秋のキノコ、あるいは原本木シイタケ、こういうものを生活の糧にしている農家、あるいは農山村に住むおじいさん、おばあさんがたくさんいるわけです。こういう方々は今までどうやって生計を立てていたかと云うと、春になつたら山に入つて山菜とりをして、そして秋にはキノコをとつて、それを例えれば産直のお店で売つて、金額は少ないかもしれないけれども、一ヶ月ここで、自分が汗して働いてとつてきた山菜やキノコを並べて、そして五万とか十万とかそういう収入を得て、プラス年金で生計を立てている。こういうお年寄りや農業者の方々が実際いらっしゃいます。

こういう方は、今回、東京電力に補償をお願いしようとしても手が届かないわけです。ましてや、農協の系統組織にも入つていませんから、一体どこに私たちが出荷できないことを訴えたらいいのか、そういう小さな声が実はたくさんあります。本来、こういうことに目を向けるのが私は政治の仕事だと思っています。

自分たちが毎日毎日額に汗して山に入つてとつてくる山菜を売る、これがことは一切できなくなりました。ことしの秋もこのキノコを売ることができなくなります。こういう方々にどういう形で、東京電力は、補償について、むしろ皆さんは

例えれば、されども、そうしたところに対しても、は、まず、私どもの方にまずは一声かけていただかないと、私どもの方からどこにいらっしゃるかというのを探すのは難しいところがござります。これは福島の例ですけれども、山間部まで私どもの担当者が伺つて農地を見せていただいて、そこでつくつていらつしやるもの写真を撮つたり、こうしたことときをさせていただいて、これはこれで、確かに書類はないんですけども、そうしたことでも損害として実際に出ているということで賠償させていただいたケースもございます。

なかなかこうしたまさにきめ細かい対応をたくさんやるというのは難しいところがございますけれども、とにかく一つ一つでもこうしたケースを積み重ねていかなければいけないというふうに考えております。

○小野寺委員 そんなに難しいことじゃないと思います。

実際、私どもも政治家ですから、地元を回つて、そういう産直のお店とか、そこに出している山菜とりのおじさんとかおばさんの話をいつも聞いているわけですよ。市町村に聞けば、どこにそないう産直の方がいて、そこに出荷されている方はどこの方で、その方にその産直のお店に集まつていただいて、どういう状況でしようかと、こう

先ほど来た御指摘のとおり、賠償の方もなかなか進んでおらないところもありまして、本当にいろいろなところで全力でやっていかなければいけないというふうに思つておりますので、今後とも御指導いただければというふうに思います。

○小野寺委員 御指導というか、私どもとしては、決して東京電力の皆さんを攻撃するわけではありません。ただ、皆さん今回のさまざまなお事故の問題で、実は声に出せない、声なき声の被害者がたくさんいて、その人たちを私たち政治はしっかりと支えるというのが仕事。そのたちは恐らく怖くて言えないんだと思うんですよ。東京電力の事務所に行って、私のこの山菜をどうしてくれるんだとか。それを言えないようなおじいちゃん、おばあちゃんのかわりに私たちが皆さんにお話をします。そして、それに丁寧に応えていただければ、私は東京電力を見直します。

新社長、今まで賠償の担当をされていたのもよく知つております。今度新しく社長になられますから、今回 どういう形でしっかり体制を立て直して賠償を早くするか、きめ細かい対応をするか、こういうことをじつと注視させていただきます。ぜひ私どもの期待に沿うような形で対応していただきたい、そう思つております。

いうことを東電の社員の方が現地を回つてやれば

さて、農水大臣、改めて御就任おめでとうござります。私どもは、言い方は悪いんですが、同じ

土臭さを感じる、そういうお人柄だと思っております。褒め言葉になつていなかつたらお許しいただければと思うんですが、ただ、こういう肌身感覚は大事だと思います。農家の方も、だからこそ頼りにするんだと思います。

今回、いろいろな面で農家は非常に疲弊をしております。褒め言葉になつていなかつたらお許しいただければと思うんですが、ただ、こういう肌身感覚に対するのしつかりとした支援を行うということ。

それから、時間になりますので、最後にお伺いしたいのは、こういう状況でTPPにいきなりかけを切られたら、これらの農家は大変なことになります。そのTPPについての基本的なお考えをお伺いして、質問とさせていただきます。

○郡司国務大臣 昨年は、震災で大変な被害に遭われた方がいっぱいいらっしゃいます。お亡くなになりました方もいらっしゃって、その中で生き残った方々が元気を出そう、もう一回農林水産業を頑張ろう、その気持ちだけは大事にしていくことがあります。TPPも同じことでござります。それぞれの地域が疲弊をしていることもあります。ただ、農林水産業からいえば、関税をゼロにするのは大変厳しいという結果がもう予測をされているわけでありますから、その場合にはこれは大変なことを招来しますよということを、私は常に口に出して取り組んでいきたいなというふうに思つております。

○小野寺委員 ありがとうございます。終わります。どうもこんにちは。

○吉田委員長 次に、永岡桂子君。

○永岡委員 自由民主党の永岡桂子でございます。どうもこんにちは。

○吉田委員長 このたびは大臣就任、大変おめでとうございます。私も茨城県の国会議員として、郡司大臣も同じように茨城県の国会議員として、茨城県人としては本当に頼りにしております。

さて、農水大臣、改めて御就任おめでとうござります。では、質問に移らせていただきます。

○佐々木副大臣 四月から、食品中の放射性物質の基準値が、暫定基準の一キログラム当たり五百ベクレルから、これは当初の厚生労働省の案のとおり、一般百ベクレル、そして乳児用が五十ベクレルの新しい基準に移行いたしました。

昨年の十月の末でしたか、一般百と乳児用五十、そういう基準を厚生労働大臣が記者会見で発表して以来、これは正式なものではなかつたと私は記憶しているんですが、地元の大手スーパーはいち早く反応いたしまして、新聞記事になつておきました。記者会見で、百以下のものは百以下、当然ですけれども、百じやなくて五十以下のものじやなきや受け取れないよ、そういうことをスパー側がお話ししているんですね。つまり、百であつても百以下であつても五十以下じやなきや受け取らない、そういうお話をございました。

そんな混乱が予想される中、私も、二月の予算委員会、そして三月の厚生労働委員会で、この新しい基準になつてから懸念されますいろいろな事態、生産者が実質的な出荷停止に追い込まれるようないきなりのことを指摘して、質問してまいりました。

この四月二十日、農水省から食品産業界に対しまして、食品に含まれます放射性物質について過剰に厳しい独自の安全基準を設けないよう要請されましたが、農水省は、これは副大臣がおっしゃるところがござりますよということを、私は常に口にがやつてることを邪魔するなどいうような趣旨の抗議が農水省に相次いだということをございます。そこで、鹿野前大臣でございますが、四月二十四日には記者会見で、これは強制ではないと明される事態になつたと報道されております。

郡司大臣も私と同じ気持ちだと思いますよ、本當に。新しい基準と自主基準にかかわりますスパーや小売業界、流通業界、生産者を取り巻きます悲喜劇、悲喜こもごもの事態をよく御存じだと思います。どう思つておられますか。

○郡司国務大臣 原則的なことについては、先ほど副大臣の方から申し述べたとおりでございま

よろしくお願ひしたいと思います。

では、質問に移らせていただきます。

○佐々木副大臣 思います。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。

まず、通知の中身についてであります。

自主検査についてでありますけれども、科学的に信頼できる分析結果ということで、客観的、科学的に検証された分析法を使用するということが一つであります。それから、もう一つは食品衛生法でございます。食品衛生法では、基準値以内の食品は安全性が確保されたものとして流通が認められておりますが、これと異なる独自の新基準をもつて取引相手に負担をかけるというような食品流通上の支障を来すことがないように、食品衛生法の基準値に基づいた判断をお願いするというこ

とについて、それぞれ通知をさせていただいたところでござります。

しかし、今委員も御指摘のように、基準を踏まえた上で自主的な取引を行うということであつて、お願いをするという、食品衛生法上の規制の範囲内でしかできないことであるということで、大変そういった意味では、今御指摘されたようないきなりのことを指摘して、質問してまいりました。

したがいまして、コードデックスの基準その他から、私どもの新しい基準で示している内容は、食べていただきても安全だということについて、私どもも説明をしていくことが必要だろうというふうに思つておるところでござります。

○永岡委員 ありがとうございます。確かにそのとおりだとは思います。

しかししながら、消費者というのは、今回の場合、放射性物質が含まれている量が少なければ少ないほどいいんですね。これが消費者の偽らざる気持ちでございます。そこに、安全だよ絶対これは安全なんだという百ベクレルの基準があり、そしてまた赤ちゃん用の基準が五十といふことでも、消費者も生産者も非常に混乱している、そういうふうに私は感じます。

○永岡委員 ありがとうございます。確かにそのとおりだとは思います。

私は、独自基準を設けるべきではないという農水省の考え方を実はこの会見で示されたのではない、ただけはなと実は思つておられるわけですね。これは安全なんだという百ベクレルの基準があり、そしてまた赤ちゃん用の基準が五十といふことで、消費者も生産者も非常に混乱している、そういうふうに私は感じます。

ですから、そういうことについて何とかもう少し混乱がおさまるような形で農水省も指導していくべきだなと私は思つておるわけですね。これは、安全であるというよりも安心を皆さんに担保する基準を認めるということでよろしいのでしょうか。

○郡司国務大臣 やはり、理解をしていただくよ

う、適切に何度も繰り返すということが必要なん

だらうと思っています。

その意味で、永岡委員が二月、三月、それぞれ

す。

自主的な基準を設けるというようなことが行われてきておりまして、ただ、今現在は、生産をする側、出荷をする側でも自主的な基準を設けてしているというところも出てまいりました。そし

て、全国の方々の中で、特に小さなお子さんをお持ちのお母さんなどが、自分の判断、流通のとこ

ろでいろいろな判断をしたもの自分で選ぶよう

なことはいけないのか、こういうような意見もあ

るところだというふうに思つております。まず何

よりも安全を全国民の方々に保証するということ

が厚労省としての仕事であり、私どもとしても、生産者の立場からそうだというふうに思つております。

したがいまして、コードデックスの基準その他から、私どもの新しい基準で示している内容は、食べていただきても安全だということについて、私どもも説明をしていくことが必要だろうというふうに思つておるところでござります。

○永岡委員 ありがとうございます。確かにそのとおりだとは思います。

しかししながら、消費者というのは、今回の場

合、放射性物質が含まれている量が少なければ少

ないほどいいんですね。これが消費者の偽らざ

る気持ちでございます。そこに、安全だよ絶対

これは安全なんだという百ベクレルの基準があ

り、そしてまた赤ちゃん用の基準が五十といふこと

で、消費者も生産者も非常に混乱している、そ

ういうふうに私は感じます。

ですから、そういうことについて何とかもう少

し混乱がおさまるような形で農水省も指導してい

ただけはなと実は思つておられるわけですね

も、これは、安全であるというよりも安心を皆さ

んに担保する基準を認めるということでよろしい

のでしょうか。

○郡司国務大臣 やはり、理解をしていただくよ

う、適切に何度も繰り返すということが必要なん

だらうと思っています。

その意味で、永岡委員が二月、三月、それぞ

の委員会、それからいろいろなところでこうした発信をしていただいているとありますけれども、そうした発信の度合いが、もしかすると私どももう少し努力をしなければいけない、足りないのかなど、いうようなことも考えさせていただきました。今のような国の基準を決めたわけでございますから、そのことについて私どもも、より以上、発信をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○永岡委員 では、それはしっかりと対応していただきたいと思います。

また、私が一人で委員会で一月、三月と騒いでまいりましたときと、そして四月初め、非常に皆さんがまだ新しい基準になれなかつたとき、もうそれから二ヵ月たちます。やはりそのときそのときで消費者の対応そしてまた生産者の対応も変わってきているかと思いますが、その点について大臣はどういうふうにお考へでしよう。

○大変失礼いたしました。これは厚生労働省にお聞きをしようと思つておりました。申しわけありません。でも、できたら後で大臣にも答えていたいともよろしくございますが。

○三浦政府参考人 新基準値でございますけれども、これは先ほどから委員おつしやつていただきましたように、年齢区分別の食品摂取量や代謝、体格などを考慮した線量係数を用いて計算を行うなど、十分に安全側の立場で設定しております。

一方で、やはり、消費者、生産者、事業者の皆様方に放射線あるいは食品中の放射性物質について正確で最新の知識を持つていただき、それに基づいて適切な行動をとつていただくことが何よりも重要だと考えております。

そのため、新基準値の内容、考え方や、基準値を下回る食品は安全であるというようなことなどについて、関連省庁とも連携しまして、福島県を初めて全国各地での説明会の開催、新聞、ラジオ、

インターネットなど多様な媒体を活用した政府広報により周知に努めているところでございます。今後ともそのような努力をしてまいりたいと考えています。

○永岡委員 厚生労働省の御返答をいただきまし

た。

しかしながら、本当に国民の方々が新しい基準値の意味を正確にわかっているかというと、全然わかつていらないんじやないか。何しろ、百じやだめよ、五十でもだめ、不検出じゃなきやだめだ、そういう声が聞かれるわけですから、なお徹底したメッセージの発信をお願いしたいと思います。

いたずらに生産者であるとか消費者が混乱した

ものがやはり生産者にとっては大変大きい、それが現状だと思っております。そういうことを考えますと、新しい基準値そのものを厚生労働省としては見直すことはないのかなと実は思つてしまふんですね。

そういうことについて、農水省としても、厚生労働省としつかりと意見交換をして、生産者側また消費者側、そして何よりも国民の体の安心、安全のための基準値の策定というものを新たにもう一度考へ直すということはないでしようか。いかがでしよう。

○三浦政府参考人 食品中の放射性物質に関する基準値でございますが、これは専門家の集まる委員会で十分に議論いただき、また最新の情報を盛り込んだものとして、いわゆる科学的知見に基づいて定められたというふうに理解しております。

そういう意味で、今私どもに必要なことは、こ

の基準値の考え方を初め、先ほど申し上げたよう

な国民の皆様の理解をどうやって進めていくか

ということが今現在での課題だというふうに考えています。

福島の原子力発電所の事故が発生いたしまして

から、もう一年三ヵ月が過ぎようとしておりま

す。今お農家の方々は、本当に被害が拡大いた

しております。まだまだ拡大しております。暫定基準であり、四月からの新基準であり、基準を超えた食品は出荷停止命令によりまして市場には流通させていない。そういうことで、安心して食べていいということに消費者の理解を得ることとは大

変重要なことがあります。

○永岡委員 コーデックスの基準に従いまして決

められたのは百ペクレルという値だけでございまして、その後の乳児用の五十というものは気分的につくられたものではないか。農水省も、審議会な

どを通しまして四月の最終的な結論が出るまでは、大分大きな議論があつたと伺っております。そういう点では、厚生労働省のお返答を伺いながら、大臣としてはどういうような対応をしていくべきだと思います。

○郡司国務大臣 これまでの五百というところを中長期的な、より一層の安全を確保するためにと定の期間がたつて、今のような専門のところでおつもりか、お聞きしたいと思います。

○永岡委員 厚生労働省の御返答をいただきまして、本賠償が約六千三百二十三億円、そして仮払一千七百六十五億円が支払われているということでございます。

その後、この六月八日の時点では九千三百二十四億円の支払いが実施されているということでございますが、事業計画で示されております賠償の予定額、ちょっと桁が違うので驚いちゃうんですけども、今お支払いしたという実績をもとに考えて、本賠償が約六千三百二十三億円、そして仮払一千七百六十五億円が支払われているということでございます。

○永岡委員 これらの対応をどうぞよろしくお願いいたします。いつまでも不安がつてばかりいるで、消費者の方が安心して買える、もうこれならば安心だというような基準というのも考えていただければと思っております。

それでは、きょうは、東京電力の方も来ていましたしやいますので、ちょっと東京電力関連のお話をさせていただきたいと思います。

福島の原子力発電所の事故が発生いたしましてから、もう一年三ヵ月が過ぎようとしておりまして、今お農家の方々は、本当に被害が拡大いたしました。まだ拡大しております。暫定基準であり、四月からの新基準であり、基準を超えた食品は出荷停止命令によりまして市場には流通させていない。そういうことで、安心して食べていいということに消費者の理解を得ることとは大変重要なことがあります。

○廣瀬参考人 お答え申上げます。

まず、最新の数字でございますけれども、今先生がおっしゃいました数字から、またさらに毎日毎日お支払いが進んでおります。六月十五日現在でございますけれども、トータルが九千五百億でございます。これは仮払いも含めた、先ほど先生が七千七百とおっしゃった数字が今は九千五百まで来ているということでございます。

○廣瀬参考人 お答え申上げます。

決して私どもの賠償の支払いが早く順調にいつているという認識は全くございませんので、今、引き続き一生懸命やらせていただいているところでございます。ここについては本当にこれからも努力していかなければいけないと思っておりま

す

ただ、一方で、総合特別事業計画で、これから二兆五千億円に近い金額が挙げられておりますが、これは今後の被害も、例えば、すぐにまだ御帰宅できない方々への精神的損害であるとか、これから就労損害であるとか、あるいは今までに賠償を進めようとしております不動産に対する賠償であるとか、あるいは農林水産部門についても、今後まだ風評被害が続くのではないか、あるいは出荷制限が続くのではないかということを三月三十一日の時点である程度想定いたしまして、合理的に見積もった金額が一兆五十億弱でござります。

したがって、これはまた今後、残念なことです。
が、きっとこういう、被害が続いてしまうのではなく
いかということは、原子力損害賠償機構の方に、賠償の総額の三月三十一日時点での枠みたいなもの
をお示ししたということでございまして、そのうち現在まで九千五百億の支払いが終わっているわけ
でございますけれども、そうしたことになつてお
りますので、御理解いただきたいと思います。
○永岡委員 それでは、農水関係の方に御質問を
移させていただきます。

名異別の「おしゃれな」にかないの差がある」といってござります。実務でいろいろと書類の確認でとか実態の把握、損害の査定などを行つてゐる中で、支払いをすべきではないとか、また相当減額をせざるを得ないというような事態があるかとは思ふんですけれども、そういうときの具体的な理由などはどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

例えば、私が伺いましたところはお茶屋さんだったんですが、私は、そのおうちのお茶屋さんはお茶の畑があるとずっと思つていたんですね。そこに東電の方がいらっしゃいまして、査定する書類の書き込み方から何からしっかりと指導いただいた。しかしながら、しっかりと指

導いた大いに中で、これを東電の方に上げてくだ

願いしたいと思ひます。

さいと言われて帰られたけれども、残念ながら東電からの賠償の支払いというのは請求額の一割にしかならなかつた。大変泣いていらっしゃいまして、とてもこれでは生活できないと、風評被害から何から受けているお茶屋さんの中ではそういうことをおっしゃつている方もいらっしゃるので、ぜひ具体的に、だめな理由とか、そういうことを教えていただければと思います。実務的な提问え方でござります。

○廣瀬参考人 私ども、お支払いを拒否するといふものは基本的にはないと思っております。基本的には、御請求をいただいて、ただ、その御請求金額に対しの確認の書類等々をあわせていただき

いております。したがって、今先生の御指摘の
ケースについては、ちょっとわかりかねますけれど
も、一般論としては、請求書が示す金額と、あわ
せて御提出いただく書類とが例えば合わなかつた
とか、あるいは一部足りなかつたとかといったよ
うなことで、何度か、ここがまだ足りないのでこ
の部分をあわせて請求書の提出をお願いしますと
いったようなことで、時間がかかっているケース
がございます。

そうしたことに対しても、できれば確定した部
分だけでも手ごろ支払へするとか、そういうことによ
る形で、お手元に届くまでお待ちください。

うなことで少しでもスピードアップを図つていきたいと思っておりますし、特に農業、漁業につきましては団体の専門の窓口をつくりまして、そこがほかのものとは別に、専門特化して賠償のスピードアップを図るという組織をつくるなどしております。一日でも早く賠償ができるようになりつつあります。

○永岡委員 しっかりと対応していただきたいと思います。せっかく東電の方が一緒になつて書類類を書いてくださつたものに対する支払いですかね、そういうところも、それだけ細やかなことをしていただいているのですから、それが裏切られてしまうような賠償の金額というのでは、なかなか被害者の方々も納得しないかと思います。よろしくお

ま
す

この四月からは新しい基準で、出荷できる基準値というものが非常に厳しくなりました。そこで、茨城県は、タケノコと露地栽培の原木シイタケというのが相次ぎまして出荷停止を食らつております。風評被害が重なりまして、シイタケ生産者の中には、もう廃業もやむを得ないんじやないか、そういう悲痛な叫びも聞こえてまいります。そこで、農水省にお伺いしたいんですけども、原本木シイタケにつきまして、現時点での出荷停止が指示されている地域は今どのようになつていていたかをお聞きします。

○仲野大臣政務官 永岡委員の質問にお答えさせたいといたします。

原木シイタケについて、今、国^の出荷制限が指示されている地域は、全体で六県九十四市町村であります。

その内訳は、茨城県十一市町、岩手県十四市町、宮城县二十一市町、福島県十八市町村、栃木県二十一市町、千葉県九市となつてゐるところでございます。

いずれにいたしましても、こうした地域においては、生産者の方々が丹精込められて育てたシイタケの出荷がかなわないという大変殘念な状況でありますので、その生産に向け、京本の確保に支

障が生じて いるという状況にもありますし、多大な苦労をされているものと承知をしております。
農林水産省といたしまして、こういった生産者の方々のために全面的な支援を惜しみなくしてまいりたいと思つております。

○永岡委員 今、政務官からお話をありました六県九十四市町村、本当に非常に広域的な原木シantageの出荷停止がされているわけですけれども、一生懸命で意欲ある生産者であっても、これでは将来の不安というものは想像に余りあるものだと思つております。

今、政務官にお話しいただきましたように、原木が不足しておりますし、また、その原本を遠くから購入しなければならないなどということもある

りますので、生産者の経営環境というの非常に悪化しております。生産者の皆様がこうむった損害につきましては、東京電力による損害賠償が速やかに行われること、そして確実に行われること、というのは当然なんですけれども、農水省の方も、ぜひともシイタケ農家の支援にしっかりと対応をお願いしたいと思います。

いろいろとお話をありますけれども、実は、シイタケを栽培している農家だけではなくて、シイタケ栽培にかかるますほだ木、原本ですが、その原本をとつてくる農林関係者というのが非常に多いわけですね。特に、茨城県の中では、福島県の原本が一番である。もちろん隣の栃木県から搬入しますほだ木もいものはあるんですが、実は福島県の原本がピカ一であったという話を伺っているんですよ。そういうことを考えますと、今、汚染されている福島県のほだ木はもう使えないということですから、ぜひぜひ、新しいほだ木の確保に向かいまして、農水省も万全の力を注いでいただきますように、どうぞよろしくお願ひします。

大臣、どうぞよろしくお願いします。

○吉田委員長 では、大臣、一言。

○郡司国務大臣 ちょうど伏せ込みの時期から今度は秋の収穫の時期に向かいますので、その後の伏せ込み間に合うような形で、西日本を中心に、今、原本がきちんとマッチできるよう手配をいたしたいと思つております。

○永岡委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、石田祝穂君。

〔委員長退席、菊池委員長代理着席〕

○石田(祝)委員 さきょうは、参考人の廣瀬さん、大変御苦労さまございます。また後ほど御質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、農林漁業者等への原子力損害賠償の状況について、請求額、支払い額、支払い率について、冒頭御報告をお願いしたいと思います。

○柳澤副大臣 お答えさせていただきます。

六月十五日現在で、農業については、請求額約二千三百三十六億円に対し、仮払いを含む支払い額約一千五百四十八億円、漁業については、請求額約二百五十三億円に対し、仮払いを含む支払い額二百八億円、林業については、請求額約六億円

に対し、仮払いを含む支払い額約一億円。支払い率は、農業約六六%、漁業約八二%、林業約三三%となっております。

○石田(祝)委員 まず、請求及び支払い状況について確認をさせていただきました。

○柳澤副大臣 今お述べになつたとおりでございますが、この支払い率についてどういう御評価をなさつているのか。これは経済産業省と東京電力、それぞれか

らお伺いをいたします。

○柳澤副大臣 決してスマーズにはいっていない

ところふうに思つていますし、個々個別の課題に

なつてきておりまして、できるだけ早めなければいけないと痛感をいたしております。

○廣瀬参考人 お答えいたしました。

私どもも、本当にもう少しスピードアップをし

て、一日でも早くお支払いをしていかなければいけないというふうに本当に痛切に感じているところでございます。

○石田(祝)委員 それで、私も状況をいただきま

したが、この中で非常にばらつきがあるんです

ね、請求と支払いの割合について。非常に高いと

ころは八〇%、八七%、そういうところもありま

すけれども、低いところは一二%とか、そういう

ところもあるんですね。それで、ちょっとそこは

低いのではないかというところを何件か申し上げ

たいんですが、それに共通する要因があれば教え

ていただきたいんです。

○石田(祝)委員 さきょうは、参考人の廣瀬さん、大変御苦労さま

でござります。また後ほど御質問をさせていただ

きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、農林漁業者等への原子力損害賠償の状況

について、請求額、支払い額、支払い率につい

て、冒頭御報告をお願いしたいと思つります。

特に低いところは何か理由があるのかなと、非常

にこの差が、五〇%以上の差がありますので、これについて、全てではなくても結構ですか、そ

れで、特にここはこういうことであるとはつきりおっしゃれる理由がありましたら、経済産業省、東京電力、それぞれからお聞きをいたしま

す。

○柳澤副大臣 詳しくは東京電力の方からもお答

えいいただきたいと思いますが、酪農における銘柄

による加算等の協議が非常に長引いてしまう、あ

るいは三月、四月に請求額が多額になつた団体が

ある、あるいは請求の中に中間指針に明示されていない損害賠償が含まれていた、個々の問題がいろいろ出てきているという状況にあります。

各県についての状況は東京電力の方から答えていただきたいたいと思います。

○廣瀬参考人 お答えいたしました。

今先生が御指摘していただいた各県の中で、特

に幾つかおくれているのが顕著なところは宮城県

がございまして、この県の特徴は、いわゆるブラン

ド牛であるとかといった、そういうふたつの

価値について御請求をいたしております。そこで、この協議が今若干滞っております。あと、死亡し

た牛の取り扱いについても今時間を要しております。

あと、例えば静岡県であるとか埼玉県は、ごく

すが、これらについては、近日中に合意できると

ころまでう来ておりますので、もう少しだなと

いうふうに思つております。

あと、例えば静岡県であるとか埼玉県は、ごく

すが、これらについては、近日中に合意できると

ころまでう来ておりますので、もう少しだなと

いうふうに思つております。

あと、例えば静岡県であるとか埼玉県は、ごく

すが、これらについては、近日中に合意できると

ころまでう来ておりますので、もう少しだなと

いうふうに思つております。

○石田(祝)委員 これにつきまして、今数字をお

答えただいたんですが、昨日、私が質問をする

ということを聞いていただきましたときは、分けて

いないということを言わなかつたね。答えられな

いと。要するに、個々の問題についてお答えはで

きませんと。今の副大臣の答弁と、まあ、当然、

副大臣の答弁の方が正確だと思いますけれども、

いろいろとそういうことでお話をしているのに、

それは何か個別の案件だから答えられない。だ

けれども、件数を答えるのに何で個別の案件で答

えられないのか、私はそのやりとりをしていて非

常に不思議に思いました。

今お聞きすると、分けていないと。それは答え

られないよね、当然。そつちの方が正しいんで

しょう。しかし、質問をとりに来て、これは、あ

る意味でいえば質問を充実させる、だから事前に

ある程度数字的なものについては調べておいてき

ていただかないといふんと、ほんと聞いても、いや、わか

りませんと、それは当然だと思うので。できるだ

け我々も丁寧にやらせていただきておりますけれ

ども、ちょっとと今の副大臣の答弁と、趣旨といふでしようか、全く聞いていることと違うということで、非常に残念であります。これは副大臣の御答弁の方が正確でしようから、ぜひ、これはわかるようとにられておつた方がいいんじゃないのかな、こういうことを一言だけ申し上げておきたいと思います。

それで、今まで何人かの同僚の議員もお聞きになられましたけれども、迅速な支払いということですね。これは、ことしになつて非常にくれてきているというお声がどうも多いようです。ですから、一生懸命にやつていらつしやるのは当然だろうと思いませんけれども、やはり、ことしになつておくれてきている。これは、どなたかもそういうことで、ことしになつて一度も支払いを受けていない、そういうふうなお話も先ほどお聞きました。

これは中間指針に迅速な支払いということが述べられておりますけれども、これについて、文字どおりそういうことでいいのか、これは文部科学省と東京電力それぞれに、迅速な支払いについてどう考へておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

○奥村副大臣

お答えいたします。委員先ほど御指摘をいたしましたように、しっかりとデータをとるように進めていきたいと思います。

そして、今件の答弁でございますが、これにも関連するわけでござりますが、現在、御承知のとおり、郡山と新橋にADRのセンターがあるわけございますが、七月一日付で、実は福島県の農業、漁業を中心に、専門にそれを受け付けて確認作業を行つてお支払いに結びつけるというグループ、組織をつくりまして、今後とも一生懸命でござりますが、やつていく次第でございます。よろしくお願ひいたします。

そして、御質問の趣旨でございますが、私も地元へ帰ったときに、東電の社長さんなりあるいは関係の皆さんのが余りにも態度が大きくテレビに映つておられるということを聞きました。廣瀬さんも、実は当時の副社長も私の部屋へ来ていましたが、いよいよ決算で、神本政務官とともに、言葉はよかつたままして、神本政務官とともに、言葉はよかつたままで、非常に残念であります。

かどうかわかりませんが、私は、関西弁でいえれば、頭が高い、なんちゅう態度で対応しとるんだが申し上げておきたいと思います。

そこで、今まで何人かの同僚の議員もお聞きになられましたけれども、迅速な支払いといふことですね。これは、ことしになつて非常にくれてきているというお声がどうも多いようです。ですから、一生懸命にやつていらつしやるのは当然だろうと思いませんけれども、やはり、ことしになつておくれてきている。これは、どなたかもそういうことで、ことしになつて一度も支払いを受けていない、そういうふうなお話も先ほどお聞きました。

これは中間指針に迅速な支払いということが述べられておりますけれども、これについて、文字どおりそういうことでいいのか、これは文部科学省と東京電力それぞれに、迅速な支払いについてどう考へておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

今委員が御指摘いただいたように、これはやはり被災者の皆さん方の立場に立つてしっかりとおやりをいただくようにしていきたいし、我々、省といたしましては、先ほど申し上げましたように、解決センターをしっかりと充実させてお応えをまた御指導よろしくお願いをいたします。

○廣瀬参考人

お答えいたします。御指摘のとおり、私どもの支払いがおくれておりまして、事業者の皆様、さらには、おまとめいたいでいるJAの皆様であるとか漁連の皆様には本当に大変御迷惑をおかけしております。

私も、一生懸命やつてまいります。そうした農業、漁業を中心、専門にそれを受け付けて確実に支払うことを一生懸命やっていく次第でございます。

○石田(祝)委員

先ほど経済産業省の副大臣も、

中間指針に載つていらないといふことがおくれて、

その理由ではないかとおつしやったと思いますが、

奥村副大臣、これは、個別の案件で和解の仲介に

いいんですけれども、やはり、中間指針で明確な指針がない、漏れている、そういうことで和解の仲介センターに持ち込まざるを得ないというのもあるんですね。

ですから、これは当然指針の見直しをしていたので、いろいろと事態が動くことによって新たに立つてやつてくださいということを申し上げました。これはやはり公正で迅速にしつかりやつていただかなければ、被災者の立場に立つてやつてくださいということを申し上げました。それはやはり公正で迅速にしつかりやつていただかなければ、被災者の立場に立つてやつてくださいということを申し上げました。これはやはり公正で迅速にしつかりやつて、そして同じようなことも立つてやつてくださいと申します。半ば、ある意味叱責をされたわけでございます。半ば、ある意味では文科省が何か足を引っ張つていてるような言い方をされていましたというふうなことも聞いたものですから、余計に私も理解ができないなったものですから。

かどりかねないと私は思います。それで、これは経済産業副大臣にお伺いしたいと、次々に個別案件という形での解決を迫られるということにもなりかねないと私は思います。一度、支払いが遅くなっている理由について、何由は先ほどと同じだろうと思いますが、なおもう一度、支払いが遅くなっている理由について、何をかけ加えることがありますたらおつしやつていただきたいと思います。

○柳澤副大臣

実は、昨年の十二月に原子力損害賠償円滑化会議を立ち上げまして、経産省と文科省と東電にも入つていただき、早く進めるということで取り組んできました。特に年明けのところからは、自主避難の五十七万世帯にわたる賠償、これは量的にこなすのが非常に大変で、これも何とかきちんと処理が終わる。その中で出てきていたテーマがいよいよ個々個別の課題になつてきておりまして、それを一つ一つきちんと把握するというのになつた時間がかかっているというのが現状だと思います。

ただ、奥村副大臣からもありましたように、ADRの体制も整えてできるだけ早く進めるということは、再度これからも強い要請を出していきたいというふうに考えております。

○石田(祝)委員

引き続いてお伺いをいたしたい

と思います。

ちょっと質問の順番を変えますが、風評被害に対する賠償について、これは先ほど永岡委員もお話をありましたが、この四月一日にいわゆる放射線量の基準が見直しになつた。一キログラム五百

ペクレルから百ペクレルへという形で一般の食品が変わりました。そうすると、三月三十一日まではオーケー、四月一日になつた途端に五百から百の間のものは全部だめ、こういうことになるわけですね。ですから、ここでの、いわゆる四月一日を境にして、今までよかつたんだけれども、これがあつても我が店は五十じやなきやだめよ、こういうふうな独自の基準、これについては、農水省が心配をして、余り基準を独自で決めないでほしい、こういうお話をなさつたと思います。

四月一日を境にして放射線量基準が変わつて、いろいろな影響が出てきたもの、これについては、いろいろな影響が出てきたもの、これについては、農水省が新たに支援機構、そしてADRも入れて、特に東電にも入つていただき、早く進めるというところでは、自主避難の五十七万世帯にわたる賠償、これは量的にこなすのが非常に大変で、これも何とかきちんと処理が終わる。その中で出てきていたテーマがいよいよ個々個別の課題になつてきておりまして、それを一つ一つきちんと把握すると、今先生から御指摘の、基準が下がる、あるいはその後広がった買い控え等について、被害について、原則として個別に確認をして行うという方向で議論をしております。

今先生から御指摘の、基準が下がる、あるいは民間の業者関係の基準をつくる、これが本当に風評被害として売り上げに大きな影響が出ているかどうかというのは、きちんと把握して、私たちには、それが相当な因果関係があると判断がされますが、評議會として売上上げに大きな影響が出ています。それを個々にもう一度精査していくというような現状にあるというふうに報告を受けています。

が、それがあつたときも、その点と、民間事業者の独自基準によつて出荷ができなくなつた、出荷を自粛せざるを得なくなつた、こういうものについてはほとんどのようないい扱いになりますか。

○柳澤副大臣

伺
い
い
た
し
ま
す

○廣瀬参考人 お答えいたします。

新しい食品基準が見直されることによって、風評被害が当然拡大してまいります。ただ、消費者の皆さんには、五百から百になると、たしかこれを発表されたというか巷間伝わったのは昨年の十一月ごろだったと思いますが、もうそこを受けて早速反応をされてしまいました。

○石田(祝委員) 最後に一言申し上げますが、以前、去年震災が起きて原子力発電所の事故が起きたときに、政府の中でも、賠償ではなくて補償という言葉を使う大臣もいらっしゃいました。私はそれは厳しく注意をいたしました。補償じゃない、賠償だと。これは今はもう補償と言う方はいらっしゃらないませんけれども、賠償という言葉の意味をよくよくお考えいただきまして、迅速にお取組みをいただきたいと思います。終わります。

かかわる郡司大臣の御決意をまずお聞かせいただきたいと思つております。

〔菊池委員長代理退席、委員長着席〕

○郡司国務大臣 質問をいただきましてありがとうございます。

福島議員は、この関係を、本当に私どもの県の窓口として取り組んでこられまして、先ほど石田委員の質問のときにも、八七%と高い県があるということをございましたが、多分茨城のことであつた

既に発生してしまうと、いうことが考えられておりま
す。実際、そういう風評被害が出ております。
したがつて、私どもも、そうしたものについて

○菊池委員長代理 次に、福島伸享君。
○福島(伸)委員 民主党的福島伸享でございま
す。

るうかというふうに思つております。
これは、一つは、ジエー・シー・オーというう
数年前の事故があつた。そのときに私どもは風評
被害という洗札を受け、覚えなくともよかつたか
もしれないけれども、ノウハウをそこできちんと
つくつたというようなことがござります。その中
で、今回と仕組みは違いますけれども、最後まで

をやるつもりは毛頭ありません。今の賠償の仕組みというものは、我々国會議員にも責任があるわけでありまして、この国会で通した法律のスキームに従つて行われております。それをもう一度確認させていただきたいと思つております。

原子力損害賠償法というのは、第三条で「無過失責任、責任の集中等」というタイトルで、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子炉員がどこにこぼれ、当該原...」

反応を示されておりませんので、それしたものの、う風評被害としての扱いをさせていただくということで、賠償の対象にしていくということでござります。

また、周辺省のなかでは、新社長に期待したいと予定ということで、一番、東京電力の中でも被災者に多く接している常務でござりますので、新しい新生東京電力の経営に全力で当たられることを期待したいふうに思つております。

しかしあしまして、その沿岸を見たのは、ジエー・シー・オーの事故から十年を過ぎて、今回の大震災のわずかに一、二年前というところが現実でございました。

したがいまして、今回の場合も、それを鑑みれば、ちゃんと中間指針という形、あるいは第三者的なところの判断がきちんと行われて、それに

る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、「この限りでない。」という条文になつております。つまり、過失があるかどうかは問わずに、とりあえず原子力事業者が全部責任を負つたことにして賠償するんだというのがこの法律のスキームであります。

でも本来売れるべき値段に達しない部分について何とかしなきやいけないという御指示でございました。

ども、もっと国が前に出てやるべきじゃないか。一つは中間指針の見直し、そして、賠償で賄えないと、いろいろなところもあるんですが、それが縦割りになつていたり使い勝手が悪いといふことで、そうしたことでもっと国が前に出るべ

なことで、私ども見守つてきたつもりでございま
す。
したがいまして、中間指針が出る、そのときに
は、とりあえず、いつまでもまとめることがおく
れてはだめだから、まとめろと。しかし、そこで
まだ確定がされないものについては、今後もその

今回の事故では、地震と津波によつて東電自体も発電所や送電網が大きな被害を受けて、経営が揺らいでおります。しかしながら、その東電自体に責任があるかどうかを問わずして、まず補償しなければならないというのがこの法律のスキームでございます。

はここだ、タイはここだというふうなものを決めませんと、実際に売れた値段との差がわかりませんので、それらについて今後検討してまいろうということでお話を承った次第でございます。

なつておりますから、閣内で、どうしても事務方は仕事をやりたくないなつたり自分の省の権限を守りたいから、あれができない、これができないと言ひがちなんですね、ぜひ発言していただきたい

その後、この中間指針の、そのときにまだ固まつていなかつたけれども問題提起はされていましたが二つ、一回追補をされたということを聞いておりますが、全体の見直しということにはまだ

ております。
このスキームは、物すごく乱暴に言えば、国が
交付国債というものを機構に入れて、機構を通じ
て東電に国の資金を援助して、東電は、その援助

されたお金、援助といつても貸し付けられるわけでございますけれども、その借りた金を返すのを、電気料金を回収することによってやつていくというスキームなんです。

ここにおいて、国に責任があるかとか東電に責任があるかという、この責任はいまだやむやまんです。東電に責任があるというのには、まだ誰も確定しているわけでもありません。しかし、とりあえず東京電力の電気料金の収入をもつて賠償を返していくんだ、国が金を貸すんだと。これは、私は国会で例えるのが適切かどうかわかりませんけれども、よく新聞で、どこぞの国の女性が借金を背負わされて、日本に来てみたら壳春させられて、借金を返すまで帰れなかつたという報道があります、それとほぼ同じスキームなんですね。東電に国がお金を貸し付けて、電気料金を回収させて、その上前でまた国にお金を返させるというやり方で、恐らく、東京電力の皆さん、何となく割り切れない思いがあるんですよ。

私が言いたいのは、だから東電は助けられるということではなくて、よつて、このスキームをつくったのは国なわけですから、国もある程度の責任を分担しなければならないという思いにならなければならぬという意味でこの話を申し上げさせていただいております。

今回の質問に当たつて、いろいろなところにお話を聞きました。先ほど郡司大臣もおつしやつたとおり、我が茨城県は結構順調というか、比較的整然と賠償の支払いが進んでおりまして、いろいろな団体の皆さんには、大きな不満はありますけれども、それなりにうまくいくつつありますよねと

ただ一方、直近ですと、先ほど小野寺先生もおつしやつておりますが、九回にわたつて請求しているうちの、昨年の末に請求した部分ぐらいまでは支払われているんですが、一月請求分のものは、つい先月、五カ月後に支払われるとか、ここ最近になって急に支払いが停滞し始めているわ

けです。

い、現に廃業した人も私の選挙区の中にはおります。しかも、今までと違つてやたら細かいことも査定されちゃつたり、厳しくなつてゐるということも聞きますので、せひともその点は東京電力の方に努力をしていただきたいというふうに思つております。

今、こうした損害賠償に対応するため、廣瀬常務の、東電の基本的な姿勢と体制、そして実績というのはどういうものになつてゐるのかといふことを御紹介いただきたいと思います。お願ひいたします。

○廣瀬参考人 それではお答えさせていただきまます。

まず、賠償の実績でございますけれども、昨年の五月あたりから何度かの仮払いをさせていただきたく割り切れない思いがあるんですよ。

私が言いたいのは、だから東電は助けられるということではなくて、よつて、このスキームをつくったのは国なわけですから、国もある程度の責任を分担しなければならないという意味でこの話を申し上げさせていただいております。

一方、それをこれまでやつてまいりました私どもの体制でござりますけれども、社員が今三千六百名ほど、それから委託の方にお願いして、一万八千葉の方もいらっしゃいますけれども、千葉県人を超えております。一時期、自主的避難のすごさ

いオペレーションが四月、五月ごろありましたときには、一万三千人を超えるトータルの体制でやらせていただいておりますが、まだまだなかなか追いつかなく、御指摘のように賠償がおくれていいという状況もございまますので、引き続きしっかりととした体制をつくつてやつていただきたいというふうに思つております。

ささらに、シイタケも従来の農業と違う部分があるんですね。補償の額の基準というのは固定費と変動費というのを分けていて、その変動費に何かを掛けるんです。休業すれば変動費が減るんだから、その部分は差つ引きましょうといつて、今までの農業の例だと四〇%か五〇%カットされ

ています。しかも、その原子力損害賠償紛争解決センターは遅過ぎるんです。先ほど来、件数がありますた。一割ですよ。先ほどの申し立て件数、二千七百九十九件中二百二十八件ですから、解決されたのは一割にも満たないんです。奥村副大臣、もし御存じでしたら、これは解決するまでに大体どのくらいかかるか思つておりますか。

○奥村副大臣 お答えいたします。

先ほど二百二十八件と申し上げましたのは和成立件数のことでござります。和解仲介手続が終了しているのは、三百九十五件あります。ですかね。まだ木がなかつたとしても、施設にかかる光熱費とか公租公課とか、そういうのはかかるわけで、実際は八〇%、九〇%は、シイタケの栽培をしよがしまいかが、かからないんです。でも、指針に

あるいは、新しい基準によつて、先ほど来議論になつておりますシイタケ農家の補償なども、請求はしているけれどもいつやつてくるかわからぬ

ことあります。

問題は、払つてゐる方じやなくて払つていな

い、いただいていない方なんですね。先ほど来、きょうずっと議論がありました。それは主に中間指針に示されない事業であります。中間指針に示されないと、その損害の立証責任と

いうのは被害者側が負うことになります。

例えば、茨城県の不動産というのは中間指針に記載されていませんから、きょうここにいらっしゃる石津さんの大洋村は、別荘を売つて不動産屋さんは皆さんなりわいを立てております。でも、この別荘も、恐らく今買つ人は誰もいないですね。みんな本当に首をつるかという状況です、不動産の人たちは。でも、これは指針にないとい

うこと

うことで、昨年の中くらいからいろいろ東電と折衝をしているところでありますけれども、まだ賠償が払われていない。あるいは、茨城の守谷あたりのニュータウンも、小さなお子さんを持つた家庭はなるべく放射能の少ないところに住みたいということで、マンションに入つたり新しく家を買つたりという人はいません。

千葉の方もいらっしゃいますけれども、千葉県の観光業は、最初指針になかつたからこれは大変な努力をして、ようやくことしの一月に新たに、指針の改定ではないけれども、追加になつた

こと

では、どうすればいいかというと、政府は原子弹損傷賠償紛争解決センター、準司法に行つてくださいとみんな言うんですよ。これは行きませんよ。シイタケを栽培している中山間地に住んでいる七十歳の老夫婦が、わざわざ東京、福島にもあるんでしようけれども、そこに、裁判もどきのところに行つて、その人は被害者なんですよ、何でそんなしち面倒くさいところに行かなればならないんだといって、その瞬間に大体諦めて、では、もう続けるのをやめようとなつちやうんで

す。

こうして中間指針から外れた途端に物すごい労力がかかります。あの書類を持ってこい、この書類を持ってこい。この書類を持ってきたら、次はこれが足りないから持つてきてください。では、いつになつたら払つてくれるんですかと、先ほど来議論の。これはわかりませんと。では、今まで合意したこと文書で確認してくださいと言つても、なかなかこれは文書でも確認してくれないんですよ。社に帰つて弁護士に相談しますと言つて、弁護士に相談して帰つてくると、今まで認めていたことがゼロ回答になつたりするという、物すごく労力をかけて今交渉しているのが実態であります。

員「それはわかっているんです」と呼ぶ)今までには大体、法律ができたときには三ヵ月以内にこれを処理するということでおざいましたが、正直申し上げて、今御指摘いただいたように五ヵ月から六ヵ月、半年近くかかっていることがあります。何とかしてこれを迅速に解決できるよう努力をしていただきたいというように思つてはいるところでございます。

○福島(伸)委員 半年です、半年。田舎の農家の皆さん、こうした紛争解決の準司法に半年つき合つてているだけの忍耐力は私はないと思つております。

この準司法というのは何でもかんでも送る場じやなくて、あくまでも最終的な解決手段だと思うんですね。その前に、ある程度いろいろな事例というのを類型化できるんですよ。先ほど言つたように、茨城の別荘地とかニュータウンとかあるいはシイタケ農家とか、いろいろな類型化ができるんですよ。そうしたものは、私はやはり中間指針をきつちりと小まめに、事例に応じて見直していくかなければいけないと思っているんです。

東京電力という会社は、事実上、国の管理下にあるんです。もう倒産していると同じ状況なんですよ。なるべく払いたくないという状況になるのはしようがないし、そこをたたいてたたいてやって、困るのは東京電力じゃなく被災者なんですね。私は、そういう意味では中間指針をもつと小まめに改定していただきたいと思っているんですけれども、もう一度、奥村副大臣。これは事務方に聞くと、絶対やりたがらないんですよ。もう何度も、これは一年間言つてはいるんですけども、できませんできませんと言つうすけれども、私は、きちんとしたプロセスに基づいて中間指針の見直しをやりますということを、ぜひここで宣言していただけないかと思うんですけれども、どうかよろしくお願ひいたします。

○奥村副大臣 お答えいたします。
今御指摘いただきましたように、千差万別で、いろいろなことがござります。ですから、指針の

中に入つてないところも、拡大解釈をしたり、いろいろな人の知見のもとで進めてきていただいだ、東電にも、個々に当たつていただいたこともあります。先日も、福島の知事さんがおいでになりました、指針の見直しをまたぜひやつてくれ何とかしてこれを迅速に解決できるよう努力をしていただきたいというように思つてはいるところでございます。

○福島(伸)委員 ゼヒお願いします。

くどいようでございますけれども、我が党でも、きょう参考資料としてお配りしておりますこの資料でございますけれども、原発事故収束対策プロジェクトチームという、荒井座長が務めていられるプロジェクトチームの第一次報告で五ページ目ですけれども、ここに線を引いております。「東電による賠償の進捗状況は、余りに遅く、余りに限定的であり、この事実が人々の困難を増加させ、復興を停滞させていく。実際、中間指針に記載されていないから払わないといった対応や指針を狭く解釈しようとする主張がみられる」と聞く。つまり、中間指針が迅速な賠償の足かせになつて、いる側面もある。この状況を変えるためには、原子力損害賠償紛争審査会の策定する賠償の基準である「中間指針」について、実態に即して適宜見直しを行う必要があり、加えて、賠償機構自身による積極的な仮払制度の「云々」ということで、この中間指針が見直されないことが、私は、諸悪の根源になつちやつていると。

個々具体的な例はあります。それは数限りなくあるんですよ。でも、多くの例は類型化が可能ですか。不動産業のこうした被害とか、シイタケ農家のこのこうした被害、さまざまな類型化が可能ですか。私は、その努力は国がやらなければ誰もやらないと思っています。

ですから、ゼヒ文部科学省の方でリーダーシップをとつて。これはたまたま所掌上はこつと文部科学省にあるから、本来の俺の仕事じゃないよと

いうふうに思いがちなんですよ。いや、決して奥村副大臣はそう思つてないと思いますけれども、今喫緊に取り組んでいただきたい。これは被災地なりまして、指針の見直しをまたぜひやつてくれという御要望もいただきました。

今、文科省もいたしましても、福島委員がおつしゃつておられますとおり、しっかりと指針をそしていきたいというように進めております。

○福島(伸)委員 ゼヒお願いします。

くどいようでございますけれども、我が党でも、きょう参考資料としてお配りしておりますこの資料でございますけれども、原発事故収束対策プロジェクトチームといふ、荒井座長が務めていられるプロジェクトチームの第一次報告で五ページ目ですけれども、ここに線を引いております。「東電による賠償の進捗状況は、余りに遅く、余りに限定的であり、この事実が人々の困難を増加させ、復興を停滞させていく。実際、中間指針に記載されていないから払わないといった対応や指針を狭く解釈しようとする主張がみられる」と聞く。つまり、中間指針が迅速な賠償の足かせになつて、いる側面もある。この状況を変えるためには、原子力損害賠償紛争審査会の策定する賠償の基準である「中間指針」について、実態に即して適宜見直しを行う必要があり、加えて、賠償機構自身による積極的な仮払制度の「云々」ということで、この中間指針が見直されないことが、私は、諸悪の根源になつちやつしていると。

個々具体的な例はあります。それは数限りなくあるんですよ。でも、多くの例は類型化が可能ですか。不動産業のこうした被害とか、シイタケ農家のこのこうした被害、さまざまな類型化が可能ですか。私は、その努力は国がやらなければ誰もやらないと思っています。

ですから、ゼヒ早くやつていただきたいという決意とともに、東電さんとしても、中間指針に明確にしてもらつときちんと払えるのになどいう思いがあるのでしたら、その思いも含めてぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○廣瀬参考人 お答え申上げます。
先週、平野大臣に呼ばれまして、先生おつしゃつた、水産業の風評被害についてお話をさせていきました。

大臣からの御指示もございまして、繰り返しになりますが、魚の種類であるとか、あるいは時期であるとか、そうした若干難しい部分がございまして、農林水産省さんの御協力もいただきながります。されど、農林水産省さんとの御協力もいたさなが、そうしたスキームといいますか、やり方について検討してまいろうということをお話し申し上げた次第でございます。

○福島(伸)委員 ありがとうございます。

それで、今度は、賠償が切れた後というか、それが終わつた後もこれは苦しいんです。ジエー・シー・オーの事故の後に、茨城交通という茨城県で最大の公共交通機関があるんですけども、そこは十年後に破綻をいたしました。それもジエー・シー・オーの事故の影響で、その会社が不動産開発をやつてたところの住宅地が売れなくなつたことが大きな要因になつたと言われています。それは地域経済全体に重くのしかかる問題であります。それは地域経済全体に重くのしかかる問題であります。でも、中間指針にないからといって、一つづつ、さつき言つたように、書類を出せとかなんとか、弁護士に相談しますとやつたら、恐らく賠償が出るまでまた一年何年とかかつてしまいま

ります。ですから、ゼヒ早くやつていただきたいという決意とともに、東電さんとしても、中間指針に明確にしてもらつときちんと払えるのになどいう思いがあるのでしたら、その思いも含めてぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

こうしたことに対する、私は、地元の人のやる気に対応した総合的な支援をしていただきたいと、思つてゐるんです。地元にもいろいろな話があります。きょうは時間がないので、事務方の皆さん、どうぞお聞きください。私は、その努力は国がやらなければ誰もやらないと思います。

例えば、観光物産協会の青年部という若い人たちが、これは酒造業からドライブインから旅館業から、いろいろな業種が集まつて、どうやつたら茨城の観光を守り立てられるかと考えてゐるん

別にそれを大っぴらにしると言いませんよ、今回
ちょっと値上げはまけてやりますよとか、補償が
切れたら上げさせてもらうけれども、それまでの
間は今までどおりの契約でいきましょうよとか、
何でそういう契約ができるんですか。ぜひ、常

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

上げをお願いしておりますけれども、御存じのとおり、原子力発電所の事故により火力発電に切り

私が考えるに、あの事故の状況の中で十人残して何ができるんだろうか。私は完全撤退だろうと いうふうに思うんですが、廣瀬社長、これから社長になるんですが、そういうた考え方について今どう捉えていらっしゃるか、ここを伺いたいと思 います。

私どもの東京電力の社内でも、その
について、いわゆる事故調査委員会と

ち上げ、まさにきょうの三時から最終報告書と
うことで発表させていただいております。

その中にも同様の記載がござりますけれども、私どもとしては、いわゆる全面撤退をする意図と

心苦しく思いますか。賠償は賠償でしつかりやつてということで御理解いただきたいというふうに思ひます。

○吉田委員長 福島委員。時間が来ています。

その説明が一番被災者の怒りを買っているんです。燃料費の負担を被災者でも負うべきだ、平等

に負うべきだと言つたら、それは誰も経営者でありますから、みんな切れてしまますよ。ぜひと

もその点は柔軟に対応することをお願いいたします
して、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○石田(三)委員 新党きづなの石田三示でござります。

が、頑張ってやりますので、ひとつよろしくお願
いします。

ます。廣瀬参考人にお伺いをしたいと思うんで
す。私、国会事故調にたまにはちょっと出てみる
んですが、その中で、清水前社長に対して、海江

田さんあるいは枝野さんは全面撤退を意識していらっしゃることで、清水前社長は、いや、そうでないんだ、最悪の事態は十人ぐらい残すんだというふうなコメントが、多分最終的には出たんだ違うというふうに思うんです。

私が考えるに、あの事故の状況の中で十人残して何ができるんだろうか。私は完全撤退だらどうというふうに思うんですが、そういうた考え方について今長になるんですが、そういうた考え方について今どう捉えていらっしゃるか、ここを伺いたいと思います。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

私どもの東京電力の社内でも、その一連のことについて、いわゆる事故調査委員会というのを立ち上げ、まさにきょうの三時から最終報告書とということで発表させていただいております。

その中にも同様の記載がございますけれども、私どもとしては、いわゆる全面撤退をする意図といふのは、発電所も含めてです、全くそうしたことを考えておりません。実際問題としては、七十一年の人間が決死の覚悟で守ったというのが実態でござりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○石田(三)委員 最終的には五十人の方が立派に活動されて今の状況にあるということは認識しておりますけれども。

私は菅さんの味方をするわけではないんですけど、そういうことがあって、清水さんの話を聞いていまして、冒頭すごく、国民に迷惑かけて申しつけないという話だったんですが、その後のやりとりというのは非常に、誠意のないというか、のらりくらりという感じで、自分の責任を回避するような形で、余りはつきり物事を言わないといふ感じで。あの中で、海江田さんだと枝野さんがあるのかなというようなイメージは私は持つたんですね。ですから、そういうことがないようになりますね。責任を持つた発言をぜひひとつよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

それから、次に、きょう中間報告じやなくて最終的な報告が出たという話ですが、国会の事故調査の中で、原発から飛び散った放射性物質は東電の所有物じやないんだ、東電は除染に責任を持たないという、いわゆる無主物主張、その話について黒川委員長が問うたことに関してですけれども、山崎副社長は、放射性物質が無主物との主張は弁護士の見解で、私は深く存じ上げないので答えられないというふうに述べておられるんですけど、今、どんなお考えでございますか。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

御存じのように、ゴルフ場に降った放射能に対しての責任を争う訴訟の中での、私どもの弁護士から出た主張でございます。

ただ、無主物という言葉が若干ひとり歩きをして、我々のものではないのだというような解釈で今言われておりますが、よく読むと、土や芝とくつついてしまっているので、放射能だけを取り除くというのは難しいという中でそうした主張をしておるところでございますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

私どものものではないということではなく、いわゆるゴルフ場の資産と放射性物質とを取り分けるのは難しいという主張だというふうに私は理解しております。

○石田(三)委員 ちょっとといまいちわかりが、私の頭が悪いんだが、わかりませんが。

基本的に、事業を何かやっておって、そこから出る廃棄物というのは、流せば、それはその方の責任の中で処理するわけでございますので、そういった中では、これは東京電力に起因するものだというふうに私は認識をしておりますけれども、ぜひそういう観点からこれから先お伺いをしたいと思います。

私は、今回の原発の事故に当たって一番大変だなというのは林地の汚染だというふうに認識をしているんですね。これは、いろいろなところで今までいた中では、これは東京電力に起因するものだというふうに私は認識をしておりますけれども、ぜひそういう観点からこれから先お伺いをしたいと思います。

が、そのときには下がるけれども、またしばらくすると上がってしまう。これは、私は、やはり森林汚染、林地の汚染が手をつけられないといふことだらうというふうに思うんですが、これは非常に長い時間引っ張つていくことだというふうに思つています。そういう中で、森林汚染についてどうお考えか、ちょっとお伺いをしたいと思ひます。

○廣瀬参考人 お答えさせていただきます。

森林の除染につきましても、その他の除染につきましても、私ども、今、国のモデル事業であるとか、あるいは市町村が除染を計画される中において、私ども、多少、放射能に関する、あるいは除染に関するノウハウを持つておりますので、そこに参加させていただき、一緒になつてやらせていただくという取り組みをしております。

もとより、モニタリングであるとか、そうしたところに私どもしっかりと入つて、そうしたことでも役割を果たしていっているところでございま

す。

○石田(三)委員 最終的に責任を持たれるということだというふうに思います。

これは農水の方に伺いたいのですが、林地除染について、今の現状をお伺いしたいというふうに思ひます。

○皆川政府参考人 お答えいたします。

まず、森林の除染の問題でござりますけれども、私どもも、本当に知見がなかつた段階から、まずは森林内での放射性物質がどういうところにどれだけ賦存しているのかということについての調査等を行わせていただきました。また、技術的な問題として、どのぐらいそれを、例えば下層植生まで含めて取つたときにどうなるかというようなことについて、まずは生活圏の周辺でやつてみて、それがどのくらいの除染効果があるのかといふようなことを技術的な指針としてまとめさせていただきて、これを環境省の方のガイドラインの中に反映していただきまして、今、そういうつなげ周辺での森林についての除染がまずは進んで

いるというが今までの実態でございます。

○石田(三)委員 生活圏での除染というのは、これは林地の除染じゃないというふうに思っているんです。基本的に、チエルノブリのときには森林除染はやつていないんですね。できないというのが私は本当のところ現状だらうというふうに思つてゐるんです。

今後どうされていくのか、実現可能性とか。まあ、やればできるんですよ。皆伐して、それを焼却してどうのこうのという話はあると思うんですが、なかなかこれは予算の関係等々でできないことだろうというふうに思つてはいるんです。実現可能性について伺いたいと思います。

○皆川政府参考人 お答えいたします。

私どもも、まずは生活圏ということで、そういった技術指針をつくらせていただきましたけれども、三次補正予算の方で、もう少し森林自体についてどういったことが可能なかということにつきまして現場実証ということもさせていただきました。その結果、この四月二十七日に、森林全体において、例えは間伐の手おくれで、場合によれば、下層の植生がなくて放射性物質の拡散のおそれがあるようなところで、間伐といつたようなことを森林の作業として行つていただいて、それが除染の効果もあるのではないかということを含めて、技術的な指針も出させていたしました。

ただ、まだ、実証の段階としては、もう少し広範囲にまずはやってみるといたモデル事業をやらせていただいた上で、それを環境省さんのガイドラインの方に反映いたくような順番ではないかということで、まずは今年度において、もう少し、例えは数ヘクタールのオーダーのモデル的な実施。実際に本当に間伐をやってみてどうなるのか、また、それが、いろいろな意味で、下流にいろいろな放射性物質等が流出してくるということがないのかどうかといったようなことのモニタリングもさせていただきながら、まずはモデル実施ということをさせていただきたいということで、

今取り進めているところでございます。

○石田(三)委員 多分、森の中にかなり高いレベルのホットスポットだとそういうところがあるんだろうというふうに私は思つてます。ですから、そういうふうに私は思うんです。ですが、そういうふうに私は思つてあります。

それでは、時間も迫つてまいりました。もう一つ質問させていただきたいなというふうに思つております。

今回、十八日付で、未利用木質バイオマスの買取価格が、委員会案どおり、一キロワット当たり三十三・六円、三十三円六十銭と決定したと聞いておりますが、その間、募集していたパブリックコメントの中には、未利用木質バイオマスの買取価格についてどのようなコメントがあつたかどうか。

これは、なぜこんなことを言つているかというと、F.I.Tでの価格が高過ぎると、いわゆる材が材として売られないという懸念が非常にあるだろうというふうに思つていてるわけであります。

私は、この単価が高いのは大いに結構だと思うんですよ。バイオマス利用が進むということでござりますのでいいと思うんですが、これはいわゆるカスケード利用、多段階利用、例えば、一段階は建材、次に古材、次にボード加工、さらには熱としての利用、こういったことがあると思うのいくといふことと、単価が高いのは私はいいことだというふうに思ひますが、しっかりとそついつた利用がされるようには、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

ありがとうございました。

○吉田(三)委員 ありがとうございます。

○吉田委員長 次に、吉泉秀男君。

○吉泉委員 社民党的吉泉秀男です。

東電の方に集中して質問をさせていただきたい

度が始まりまして、今の委員御指摘の、森林資源を有効に活用するためのカスケード利用などといふことでありますけれども、柱などの建築資材や

紙など、製品として価値の高い順に利用し、最終的に燃焼させる、エネルギー利用をするといった、多段階な利用を行うことが重要であるということを認識しております。

このエネルギー利用に当たっては、関係省庁とも十分連携をとる中で、木材のカスケード利用をしっかりと進めたいと思います。そのように前向きに考えてまいりたいと思います。

○牧野副大臣 お答えさせていただきます。

未利用木質のバイオマスの調達価格につきましては、パブリックコメントにおいて、低過ぎるという御意見もあれば、適切であるという御意見もいたであります。

それで、五月の十六日から六月の一日前までパブリックコメントをさせてもらつて、五千七百四十三件ありました。制度について、価格について、そちらのいろいろな意見があつたわけでございま

す。

なお、調達価格等の算定委員会におきまして算定された調達価格は、内閣官房のコスト等の検証委員会のデータに基づいて、法律の規定に沿つて算定作業を行つたものであります。同委員会の御意見を尊重して決定することとした次第であります。

○石田(三)委員 ありがとうございました。

せつかくの資源でございますので有効利用して

いくといふことと、単価が高いのは私はいいことだというふうに思ひますが、しっかりとそついつた利用がされるようには、ひとつよろしくお願いを

したいと思います。以上で終わります。

ありがとうございました。

○廣瀬参考人 農林水産関係の賠償がおくれて

るという御指摘につきましては、本当にまことに申しきれないといふうに思つております。

今先生から御指摘いただいた件でけれども、十二月時点です年を越せないという、もう本当に強

いお申し出がございまして、一つ一つ確認作業をやつしていると時間がたつてしまふといふことか

ら、九割部分を仮払いといいますか部分払いとい

うことでお支払いをさせていただいたて、時間がかかる部分についてはしっかりと後でやつていこうと

いうことをさせていただきました。

その後、今お話しの一月から三月の五〇%のお支払いというのは、私どもはやらせていただき

おりません。それ以降につきましては一つ一つ確

認をして、一つ一つ、対象になるものについては

員からこれまで質疑が、さらには答弁があつたところでございます。私、一番思うのは、何でこうなつているのかなというふうに率直に思います。

というのは、昨年の八月、損害賠償の支援機構

が立ち上がり始めたわけです。立ち上がる前まで、私自身もその所管であった復興特別委員会、石田先

生と一緒にはまつていたわけでございますけれども、いわゆる加害者というものについては東電で

あるんだけれども、国としても責任がある。余りにも多額な資金対応が必要である。これをどうす

るのか。私たちは一日でも早く被害者が立ち直つてほしい、こういう思いの中で、資金対応の問題も含めてこの機構を立ち上げたわけです。

しかし、今の現状を見ますと、農林水産にかかわる部分であつても、今お話をありましたようにまだ七〇%いらっしゃらない、こういう状況。そして、私が聞いているのは、十二月までの請求があつた分についてはまず全部対応する。しかし、未解決の部分については九〇%支払う、そして支払っている。そして、一月から三月の分については仮払として五〇%払う。こういうふうにお聞きをしているわけでございますけれども、これは間違いないですか。ちょっとお伺いさせていただきます。

○廣瀬参考人

農林水産関係の賠償がおくれて

るといふうに思つております。

今先生から御指摘いただいた件でけれども、十二月時点です年を越せないという、もう本当に強

いお申し出がございまして、一つ一つ確認作業を

やつしていると時間がたつてしまふといふことか

ら、九割部分を仮払いといいますか部分払いとい

うことでお支払いをさせていただいたて、時間がかかる部分についてはしっかりと後でやつていこうと

いうことをさせていただきました。

その後、今お話しの一月から三月の五〇%のお

支払いというのは、私どもはやらせて

いた

て、

お話し

して

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

一〇〇%お支払いを始めているということをございます。

○吉泉委員 この支払いのいわゆる方法というのかな、これは誰が決めたんですか。どこの方針ですか。東電としての考え方として、九〇%、五〇%，こういうことを決めたんですか。

○廣瀬参考人 九〇%の仮払いにつきましては、先ほども申しましたように、年を越すということに大変大きな意味がございますので、JAさん等とも相談させていただきまして、私どもが決めさせていただきました。

○吉泉委員 それは余りにも被害者の立場に立っていないんじやないか、そういうふうに率直に思います。資金がどうのこうのではないだろうとうふうに思っています。

東電と支援機構との関係がうまくいっているのかなどいうふうに率直に思います。

私の手元にあるのは、文科省の一千二百億を含めて、支援機構の方から東電に支払われたのが約一兆円。それで、今現在、被害者に対して支払われているのが約一兆円、こういう状況でしよう。これは間違いないですか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

支援機構の方に、原子力損害賠償の賠償資金がこのぐらい必要だということで、三月三十一日時点です、約一兆五千億のお金をお願いしてございました。ただ、それはあくまでも今後必要な部分といふことで、枠という形でございます。

千億をいただいても、まだそこまで、今後出でいく分でござりますので、必要な資金をその都度そなへて一つの資金繰りにつきましては、今二兆五千億をいただいても、まだそこまで、今後出でいくに結びつけているという状況でございます。

○吉泉委員 二兆なり四兆、そういった部分はわかりますよ。私が今聞いているのは、国の一千万百億、それから、支援機構の方から約八千億を超えてる分、これが東電の方に現金で、現金か何かわからないわけですねけれども、行つてると。東電が被害者に支払ったのは一兆円弱、こういう

状況だと。これは間違いないかということを聞いてるんです。

○廣瀬参考人 文部科学省の所管されている、いわゆる原子力損害の措置に関する千二百億プラス、支援機構の方からお金を一兆円近くいたいでおりまして、その中から、今、九千五百億円程度が支払われております。

○吉泉委員 だとするならば、今の現状の中からいえば、農林水産だけ受け付けたいわゆる請求、この金額が約二千六百億あるわけですね。支払っているのが一千七百億だ。いわゆる原資がないというものではないわけですね。今もう一年半にもなつていいわけですよ。そこで、なぜ渋るんですか。

今、それぞれの委員の方から指針の問題も出ました。しかし、福島委員の方から言われていましめたように、被害者の場合は、それぞれ電力会社のお客様なんですね。こういう状況を踏まえるならば、もっと手厚い、それから速やかに対応しないといけないと困る。お金がないといふものではないわけですよ。どんどんどんどん、そんな五割とかそういうことではなくて、七割なり八割なり、支払いの方向は、今お聞きしたところ、東電で決めるんでしょう。東電の考え方なんでしょう。だから、それを改めれば、仮払いの部分はもととどんどん進むはずじゃないですか。ちょっと私の理解は違いますかどうか、そのところを確認します。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

御指摘のよう、農林水産関係では二千六百億近くの請求を今いただいておりまして、その内容を確認させていただくプロセスが終わって、お支払いが済んでいるのが二千億弱ぐらいということでございます。

したがつて、その残りの部分についても、今、毎日毎日、本当に一日でも早くお支払いができるよう書類の確認等々をさせていただいて、また新たにそうした専門の担当部署をつくるなどして、これからも一生懸命やって、とにかく御請求いただいたものをすぐ確認させていただいて、一

日でも早くお支払いに結びつけるということを今後とも一生懸命やつていきたいというふうに思つております。

○吉泉委員 ですから、そういう支払いを速やかにやるために、それぞれ請求が来た分を、三月で終わっているわけですね、今の段階で。そして、その三月の分についても仮払いが五〇%，これは払っている、こういう状況でしよう。そうではないんですか。決まった分は全部払っている、決まっていない部分は五〇%でしょう。

ですから、私は、そういう請求額、損害の請求が出たその受け付けの段階においても、例えば一ヶ月以内には幾ら払うとか、そういう方針は東電が決められるんじゃないですか。このことを言つて、これまで何度も何度もたくさんの御請求をいたしました。県の協議会によつては、もう九次、十次、十一次の御請求をいたしております段階で、この間やつてきたその支払い方法を変えることが適切なのではないですか、変える気はないんですか、私はこのことを聞きたいんです。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

これまで何度も何度もたくさんの御請求をいたしました。県の協議会によつては、もう九次、十次、十一次の御請求をいたしております段階で、この間やつてきたその支払い方法を変えます。そうしたことでも踏まえて、徐々にはござりますけれども、書類の確認作業のスピードアップであるとか、書類そのものの様式であるとかあるいは電子化であるとか、そうしたようなことを今まで進めて、とにかく御請求いただいたものを早く確認してお支払いしていくということを一生懸命やつていきたいと思います。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

汚染水が海に行つてしまつた量ですけれども、これまでで約一萬トンでございます。

○吉泉委員 それでは、このことに関係して、ロンドン条約を東電としてはどういうふうに理解をしていますか。この点についてお伺いします。

○吉泉委員 私たち、この賠償支援機構をなぜ立ち上げたのか、このことなんですよ。やはり、なるべく早くそれぞれ再建をしてほしい、こういう考え方で成つてゐるわけですね。それが、ああでもない、こうでもない。こういう状況の中でそれを損害賠償を遅くすることに対しては、非常に、やはり被害者から見れば何ともならない。私たち国会の段階についても、そんな思いではな

い。

東電としてこれだけ必要だ、それで支援機構に

請求をお願いすればその分は支援機構として払う、支払いを断る状況はないわけですから。最近決めた部分が総枠の段階で二兆五千億、これを今年度の末までに払う、こういうふうに言つてゐるわけですから、資金の対応ができるのにもかかわらず、それを東電がやらないということについては、何だかんだ理由があろうけれども、これはやはり被害者の立場に立つて物事が進んでいな、こういうふうに私は言わざるを得ないと思ひます。

それぞれ指針の問題もあります。しかし、それの状況の中で、一ヶ月ぐらいたつた段階の中では何らかの支払いをする、そういう東電の支払い方針というものについてやはり変えていく、そういうことについて私は求めたいというふうに思ひます。

それともう一つ、時間がなくなつてしまいましたけれども、海の問題でございます。

海洋投棄の問題について、これまで、そういう方針というものについてやはり変えていく、そういうことについて私は求めたいというふうに思ひます。

それともう一つ、時間がなくなつてしまいましたけれども、海の問題でございます。

海水を量として放出したのか、明らかにしてほし

い。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

汚染水が海に行つてしまつた量ですけれども、これまでで約一萬トンでございます。

○吉泉委員 それでは、このことに関係して、ロンドン条約を東電としてはどういうふうに理解をしていますか。この点についてお伺いします。

○吉泉委員 御指摘の点につきましても、私ども、しっかりと勉強してしっかり対応していきたい

ございますけれども、このロンドン条約、漁師さんなりを含めながら、これから水産業にかかる大変な課題が残されていく問題だというふうに思つてゐます。

そうした中で、この海に対する一つの捉え方、ロンドン条約等で決められているわけですから、

このこともしつかり頭に入れながら対処をしてほしいという要望を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○吉田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時六分散会

平成二十四年七月九日印刷

平成二十四年七月十日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

〇